

1964年6月25日(第12日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時31分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪	太郎	2番	比嘉	定亮	3番	天久	盛雄
4番	安次官	盛信	5番	比嘉	定亮	6番	天久	盛雄
7番	稲嶺	正康	8番	石田	英	9番	安里	明界
10番	又直	正弘	11番	石川	繁	12番	安大	川城
13番	伊佐	真得	14番	仲村	喜永	15番	大官	盛昌
16番	宮里	敏行	17番	伊佐	貞	18番	中里	幸助
19番	武島	行男	20番	伊佐	盛	21番	古波	清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 泰勝	助役	具屋 真徳	取入役	沢し 安一
総務課長	松川 正敏	住民課長	仲村 泰信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 将俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	国言 真敏
建設課長	高袋 昌兼	消防團長	大城 仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅, 高袋 真由, 知念 晋光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第4. 議案第18号, 1965年度宜野湾市才入才出予算について

1964年6月25日(第12日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時31分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天仲久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川嘉川	6番	仲村春村
7番	積嶺正原	8番	石田真英	9番	安里安
10番	又吉正弘	11番	石川喜貞	12番	大川盛
13番	伊佐真得	14番	石仲喜貞	15番	大宮城
16番	官里敏行	17番	伊佐喜貞	18番	中里幸
19番	武島行男	20番	仲村喜貞	21番	古波清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里将俊	経済課長	伊佐友誠	水道課長	国吉真誠
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅, 島袋 真由, 知念 晋光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第4. 議案第18号, 1965年度宜野湾市才入才出予算について

議 長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より本日の会議を開きます。(10.31)

議 長～議案第18号、1965年度才入才出予算についてを議題にいたします。昨日に引続き第2款より質疑を願います。

議 長～暫休息いたします。(午前10時32分)

議 長～再開いたします。(午前10時33分)

議 長～14番、3番、9番議員の出席を報告いたします。

10番～先きも一寸話が出ましたが、研修費の中の食糧費について御説明を御願いたします。

助 役～この方は休憩中にもお答えしました様に研修会をするに当つてのちやかし代と、講師へのまかない料というふうになっております。

10番～研修費の中に講師を招いて只研修を得るといふような項目がありますので多分この場合の食糧費ではないかと思うんですが、ここに2人が表示されておりますが、この2回に対してこんな大きな額が必要であるかどうかその辺について。

助 役～額の問題については、それだけ計上してある訳ではありますが、あくまでも見越し計上でございますので、これだけの額があるから、これだけ使わなければいけないというふうな問題のもんではございません。

10番～予算というのは、なるべく正確に近い数字を出すのが普通じゃないかと、思うんです。いわゆる只これだけ出してあるから決算で分る事だからという様なあれは答弁がなつてない様に思うんです。いわゆる各食糧費というのは各項目に出ており、又その必要によつてその項目から出す様な方式を取られておるし、どうもこの研修費に食糧費というのが出た自体が非常におかしい様な感じがします。そういうのはもつと研給してもらいたい。

助 役～その方については今先申上げた通りでございます。先き課長の方からの説明もありました様に額の問題については64年度の実績についての研修費的の支出の方を一般役所費の食糧費の方からこつちに持つて来てある訳でございます。額の方は過去の実績をおさえてやつておりまして、しかし今先申上げた通りに、これだけあるから是非これだけ使わなければいけないという様な性質のもんではございません。過去の実績において割りふりしてござんせぬこつちに持つて来て

議 長～出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より本日の会議を開きます。(10. 31)

議 長～議案第18号、1965年度才入才出予算についてを議題にいたします。昨日に引続き第2款より質疑を願います。

議 長～暫休憩いたします。(午前10時32分)

議 長～再開いたします。(午前10時33分)

議 長～14番、3番、9番議員の出席を報告いたします。

10番～先きも一寸話が出ましたが、研修費の中の食糧費について御説明を御願いたします。

助 役～この方は休憩中にもお答えしました様に研修会をするに当つてのちやかし代と、講師へのまかない料というふうになっております。

10番～研修費の中に講師を招いて只研修を得るといふような項目がありますので多分この場合の食糧費ではないかと思うんですが、ここに2人が表示されておりますが、この2回に対してこんな大きな額が必要であるかどうかその辺について。

助 役～額の問題については、それだけ計上してある訳であります。あくまでも見越し計上でございますので、これだけの額があるから、これだけ使わなければいけないというふうな問題のもんではございません。

10番～予算というのは、なるべく正確に近い数字を出すのが普通じゃないかと、思うんです。いわゆる只これだけ出してあるから決算で分る事だからという様なあれは答弁がなつてない様に思うんです。いわゆる各食糧費というのは各項目に出ており、又その必要によつてその項目から出す様な方式を取られておるし、どうもこの研修費に食糧費というのが出た自体が非常におかしい様な感じがします。そういうのはもつと研究してもらいたい。

助 役～その方については今先申上げた通りでございます。先き課長の方からの説明もありました様に額の問題については64年度の実績についての研修費的の支出の方を一般役所費の食糧費の方からこつちに持つて来てある訳でございます。額の方は過去の実績をおさえてやつておりまして、しかし今先申上げた通りに、これだけあるから是非これだけ使わなければいけないという様な性質のもんではございません。過去の実績において割りふりしてござやませぬこつちに持つて来て

ある限でございます。

総務課長～もう少し具体的に御説明申し上げます。議会の皆様方とか、それから役所でもいわゆる部課長、若しくは特に行政関係の係長とかそういう職員の場合には政府の主催或は市町村議会の主催或は今度は市町村会の主催というふうにして、たびたび業務或は職務に対する研修がございますが、一般職員に対する研修の機会が今少ないのでございます。それでこれは地方課とも一応連絡はしてございますが、本年からせめて年2回位地方課の職員を招へいして特に市町村行政、地方行政の何について全般的な指導研修をしてみたいというふうな事から一応は何してありますが、それからそれ以外に他の費目で特に専門的分野以外の研修とか、そういうものじやなく純然たる業務研修差というのが外にもございますので、それも含めまして額の方はこの程度は是非必要だというふうに計上されております。第1点にも申し上げました様に本会から全職員を対象にした地方課或は政府の関係職員を招へいしての資質向上の研修をつとめて年2回位欲しいというふうな想定のものであります。

15番～2目の4節の市長の旅費でございますが、期間は何日位ですか。

助 役～約1ヶ月位だと思います。

15番～開催地はどこですか。

助 役～九州の方とそれから東京の方を想定してやっております。

10番～新聞の方は何課と何課が見ておりますか。

総務課長～これは今取っておりますのは日刊の2つと、それから中部新聞ですが、その3つでございます。

10番～この6部というのは今度は2ヶ所しか取っていないですか、少ないとは思いませんか。

総務課長～これは各課にも一応計上してあります。3議にもございますし、それから水道予算にもございます。

10番～2項の旅費ですね、旅費の中に普通の旅費いわゆる総務180日ですか住民120日そういったこの旅費と普通課目に書かれてある旅費との関係はどういうふうになっておりますか。

助 役この方は外の款に含まれてある旅費の方は特別事業的の旅費でございます。この方はこれに属しない様な普通一般職員の旅費でございます。

ある訳でございます。

総務課長～もう少し具体的に御説明申し上げます。議会の皆様方とか、それから役所でもいわゆる部課長、若しくは特に行政関係の係長とかそういう職員の場合には政府の主催或は市町村議長の主催或は今度は市町村会の主催というふうにして、たびたび業務或は職務に対する研修がございしますが、一般職員に対する研修の機会が今少ないのでございましてそれでこれは地方課とも一応連絡はしてございしますが、本年からせめて年2回位地方課の職員を招へいして特に市町村行政、地方行政の何について全般的な指導研修をしてみたいというふうな事から一応は何してありますが、それからそれ以外に他の費目で特に事業的分野以外の折衝とか、そういうものじやなく純然たる業務研修だというのが外にもございしますので、それも含めまして額の方はこの程度は是非必要だというふうに計上されております。第1点にも申上げました様に本会から全職員を対象にした地方課或は政府の関係職員を招へいしての資質向上の研修をつとめて年2回位〇い持ちたいというふうな想定のものであります。

15番～2目の4箇の市長の旅費でございますが、期間は何日位ですか。

助 役～約1ヶ月位だと思います。

15番～開催地はどこですか。

助 役～九州の方とそれから東京の方を想定してやつております。

10番～新聞の方は何課と何課が見ておりますか。

総務課長～これは今取つておりますのは日刊の2つと、それから中部新聞ですが、その3つでございます。

10番～この6部というのは今度は2ヶ所しか取つてないですか。少ないとは思いませんか。

総務課長～これは各課にも一応計上してあります。3歳にもございまして、それから水道予算にもございまして。

10番～2項の旅費ですね、旅費の中に普通の旅費いわゆる総務180日ですか住民120日そういったこの旅費と普通課目に書かれておる旅費との関係はどういうふうになっておりますか。

助 役この方は外の款に含まれておる旅費の方は特別事業的の旅費でございます。この方はこれに属しない様な普通一般職員の旅費でございます。

3 番～6 項の研修費でございますが、去年現年度予算の場合に議員の研修と併せて役所職員を内地に派遣して研修するようという事を議会から申し入れたのでありますが、その内担当としては政府で長期の職員を研修を計画しておると、政府の予算であるもんだからこれでいいやという様な事でありましたが、はたして実現したかどうかです。現年度で2人の旅費を組んであるが、その趣旨の旅費だと、そういわれておりますが、職員の研修においては長期になると半年位になるという様な話を去年やつておられるようにあつたんですが、はたしてこの400万で2人の研修が可能であるかどうかです。どういう見通しでこれを組んであるのか、その点お聞かせ願います。

助 役～長期の何については今まで実現しておりません。

3 番～予算がなくて実現出来なかつたか或は

助 役～そういう何ではございません。この方は先きも休憩中で申上げました訳ですが、こちらの方としましては日本政府の方とタイアップしてどうしてもそういうふうな実務研修の何はやつてもらいたいと、それに伴う結局はある程度は長期的の何も考えて行かなければいけないんじゃないか。そういう申入れをしておりますが、先きから申上げます様にまだ日本政府として手を取つての何は実現しておりません。只今度から愛媛県の方がそういう何んで受け入れたいというふうな何は持つておられる様でございますが、この方は先き申上げました様に予算化はしてありません。この方は事業的部面においてそういう何が本年度から出て来るんじゃないかと、それと従来やられておる自治大学への研修の方は今まで実現していないのは、こつちの事情によつて実現しておりませんので今回どうしても、そういう何も実現させないと、そういうふうな考えで組んである訳でございます。

3 番～去年の現年度予算の説明の場合にも議会としては職員をそういう面に派遣してどんどん研修させなさいという事でしたが政府でもそういう計画でもそういう計画だし、1ヶ月や2ヶ月の研修だつたら何もならんから半年位自治大学とかそういうふうにする様に計画もやつておるからその方で職員を研修させるという面の御答弁だつたと覚えておりますが、半年も単なる少い予算でそういう研修を目当にしての予算であるか、或ははつきりした議員みたいな様な1ヶ月或は20日位位の研修の目的でこの400万というのを組まれているのか、という訳です。

助 役～この方は自治大学の方の何を精計してやつておる訳でございます、単独的の何はやつておりません。

3 番～自治大学の研修がなかつたら、これは出来ないという訳です。我々

3 番～6項の研修費でございますが、去年現年度予算の場合に議員の研修と合せて役所職員を内地に派遣して研修するよという事を議会から申入れたのでありますが、その内に当局としては政府で長期の職員研修を計画しておると、政府の予算であるもんだからこれで行かすという様な事でありましたが、はたして実現したかどうかですね。現年度で2人の旅費を組んであるが、その趣旨の旅費だと、そういわれておりますが、職員の研修においては長期になると半年位になるという様な話を去年やつておられるようにあつたんですが、はたしてこの、400\$で2人の研修が可能であるかですね。どういう見透してこれを組んであるのか。その点お聞かせ願います。

助 役～長期の何については今まで実現しておりません。

3 番～予算がなく実現出来なかつたか或は

助 役～そういう何ではございません。この方は先きも休憩中で申上げました訳ですが、こちらの方としましては日本政府の方とタイアップしてどうしてもそういうふうな実務研修的の何はやつてもらいたい、それには結局はある程度は長期的の何も考えて行かなければいけないんじゃないか。そういう申入れをしておりますが、先きから申上げます様にまだ日本政府として手を取つての何は実現しておりません。只今度から愛媛県の方がそういう何んで受け入れたいというふうな何は持つておる様でございますが、この方は先き申上げました様に予算化はしてありません。この方は事業的部面においてそういう何が本年度から出て来るんじゃないかと、それと従来やられておる自治大学への研修の方は今まで実現していないのは、こつちの事情によつて実現しておりませんので今回どうしても、そういう何も実現させないと、そういうふうな考えで組である訳でございます。

3 番～去年の現年度予算の説明の場合にも議会としては職員をそういう面に派遣してどんどん研修させなさいという事でしたが政府でもそういう計画でもそういう計画だし、1ヶ月や2ヶ月の研修だつたら何もならんから半年位自治大学とかそういうふうにする様に計画もやつておるからその方で職員を研修させるという面の御答弁だつたと覚えておりますが、半年も単なる少い予算でそういう研修を目当にしての予算であるか、或ははつきりした議員みたい様な1ヶ月或は20日位位の研修の目的でこの400\$というのを組まれているのか、という訳です。

助 役～この方は自治大学の方の何を総計してやつておる訳でございます、単独的の何はやつておりません。

3 番～自治大学の研修がなかつたら、これは出来ないという訳ですね。我々

議会としては前から職員の研修は非常に必要だから是非行かすように、前からもいうてあつた訳ですが本土の自治大学の研修がなければ行けないという訳ですね。外のゴザ市当りでも何か具志川その佐渡かどこかに派遣して研修しておる様な所もありますが、ああいう方式に特定の市町村に職員を派遣して研修させる方法もあると私はそごういう様な御計画はないんぢですか。

助 役～今の所本土の市町村との何によつての何はまだ計画されておられません。この方は研修の方で何しておりますが、專業的の何になりますと1項の方の旅費の方にも管外出旅費として1人分組んでありますので、その方でもやりたいと思つており、又この方は大学の自治研修の方を想定してある訳でありますですが、それが出来なければ又專業的の何でもやつて行けると思つております。

3 番～長期の研修でなくても来年度は外の方面でも外の旅費の方から削つても是非行かせたいという様な御意向ですね。実現したいという考えですか。

助 役～はい

16番～東員給の未びの方に増員計画として3480\$と出ておりますが、何名を増員される予定であるのか、前又去つた議会で議決した定数条例の中枠内の員数であるのか、これ以外に増員計画であるのか、何名であるのか、御説明願います。

助 役～この方は定数条例の一部改正による定数による増員計画でございます

16番～増員給とした方が正しいんじゃないかと思うんです。増員計画となつておるもんだから増員給となれば条例で決めた説明書の場合ですね。今から増員する予想の下という考え方がされますが、あくまでもこれは一部改正の中の枠内でございませうか。それから諸手当の中の宿直手当が50%の増になつておるとも条例の中の枠内ではありますけれども50%の増が改正の額としてこの予算に出ておりますが、その算定はどのようなふうな基礎から生れたか。

助 役～この方につきましては条例の枠内になつておりまして、今度増額しておる様なかつこうになつておりますが、手当とは申しまして、宿直の場合においては、ある意味におきましては、まかない料的なんでございませうので、3食を想定して是非ともこれだけ上げなければという何でやつておる訳でございます。

16番～まかない料としての考え方からですね、それから光熱水費の場合少い様な感じがしますが現年度においてたりておるかどうか。

議会としては前から職員の研修は非常に必要だから是非行かすように、前からもいうてあつた訳ですが本土の自治大学の研修がなければ行けないという訳ですね。外のコザ市当りでも何か具志川その佐渡かどこかに派遣して研修しておる様な所もありますが、ああいう方式に特定の市町村に職員を派遣して研修させる方法もあると私はそむういう様な御計画はないんどですか。

助 役～今の所本土の市町村との何によつての何はまだ計画されておられません。この方は研修の方で何しておりますが、事業的の何になりますと1項の方の旅費の方にも管外出張旅費として1人分組んでありますので、その方でもやりたいと思つており、又この方は大学の自治研修の方を想定してある訳でありますですが、それが出来なければ又事業的の何でもやつて行けると思つております。

3 番～長期の研修でなくても来年度は外の方面でも外の旅費の方から削つても是非行かせたいという様な御意向ですね。実現したいという考えですか。

助 役～はい

16番～東員給の未びの方に増員計画として3480\$と出ておりますが、何名を増員される予定であるのか。尚又去つた議会で議決した定数条例の中枠内の員数であるのか、これ以生の増員計画であるのか、何名であるのか、御説明願います。

助 役～この方は定数条例の一部改正による定数による増員計画でございます

16番～増員給とした方が正しいんじゃないかと思うんです。増員計画となつておるもんだから増員給となれば条例で決めた説明書の場合ですね。今から増員する予想の下という考え方がされますが、あくまでもこれは一部改正の中の枠内でございませうか。それから諸手当の中の宿直手当が50%の増になつておるともち論条例の枠内ではありますけれども50%の増が適正の額としてこゝ予算に出ておりますが、その算定はどういうふうな基礎から生れたか。

助 役～この方につきましては条例の枠内になつておりました、今度増額しておる様なかつこうになつておりますが、手当とは申しまして、宿直の場合においては、ある意味におきましては、まかない料的なものでございませうので、3食を想定して是非ともこれだけ上げなければという何でやつておる訳でございませう。

16番～まかない料としての考え方からですね、それから光熱水費の場合少い様な感じがしますが現年度においてたりておるかどうか。

助 役～蒸気熱水費の方は64年度の実績をおさえてやつております。

16番～それから借料及び損料、これはどんなに役所の機動すなわち車が充実に
しておろうとなかろうと、借料及び損料当初において費目存置という
事はどうも考えられない訳ですが、それに対するお考えを

助 役～この方は出来るだけ役所の車をふるに賣つてやりたいと思つておりま
すので、費目存置にしてある訳であります。

16番～前年度はどのようなふうな状態でございますか。

助 役～事業以外の物についてはそうございません。

16番～それから和文タイプの場合前年度も1台購入してありますけれども、
もう1台又新年度でも1台購入したいという事は何か事務分量の増た
せいであるのかどういふ面から出ておりますか。

総務課長～分量の増という意味よりは事務の整理をして行くというふうな点に
主眼がおかれております。と申上げますのは従来は印刷をするにして
も普通の筆耕による何でございましたが、ほとんどの物がタイプの的な
ですね、括字としてほんとの括字的な何で印刷面も固した方が良く
現在議会等の場合でもこういう資料を提供する場合に2台しかござい
ませんので非常に印刷に手間とるといふような関係でもう1台ほしい
というふうな訳です。

16番～それから28節の施設費、広報車購入費でございますが、現在の車両
で持つて今後は健康都市宣言でおのおの啓もう宣伝が必要になるとは
思いますけれども現在の車両で出来ないのかどうか、その必要性につ
いて。

助 役～現在の車両の方では広報活動にすぐ使える様な車両がございませぬの
でどうしてもそういう事になれば臨時的に取付関係やらなければいけ
ない関係もありますし、又常日頃からどうしても広報車は必要じやな
いかというふうな考えを持つておつた訳ですが、幸いにして今度中古
車として適当な物がございまして、この際求めたいという事で。

16番～それから5項の交際費の件ですが説明の方でいる分けしてあります。
今までは市交際費として1つにまとまつておつたのが、別々にやつて
あるんですけど予算形式のあり方、説明書の分け方にあるのが理由
どの辺にありましたか。

助 役～この方は交際費のあり方からして是非こうじやなければいけないじ
やないかという考えに立つてやられております。

助 役～然光熱水費の方は64年度の実績をおさえてやつております。

16番～それから借料及び損料、これはどんなに役所の機動すなわち車が充実しておろうとなかろうと、借料及び損料当初において費目存置という事はどうも考えられない訳ですが、それに対するお考えを

助 役～この方は出来るだけ役所の車をふるに使つてやりたいと思つておりますので、費目存置にしてある訳であります。

16番～前年度はどういうふうな状態でございますか。

助 役～事業以外の何についてはそうございません。

16番～それから和文タイプの場合前年度も1台購入してありますけれども、もう1台又新年度でも1台購入したいという事は何か事務分量の増たせいであるのかどういふ面から出ておりますか。

総務課長～分量の増という意味よりは事務の整理をして行くというふうな点に主眼がおかれております。と申上げますのは従来は印刷をするにしても普通の筆耕による何でございましたが、ほとんどの何がタイプの的なです、ね、括字としてほんとの括字的な何で印刷面も回した方が良いと現在議会等の場合でもこういう資料を提供する場合に2台しかございませんので非常に印刷に手間どるといふような関係でもう1台ほしいといふふうな訳です。

16番～それから28節の施設費、広報車購入費でございますが、現在の車両で持つて今後は健康都市宣言でのおのおの啓もう宣伝が必要になるとは思いますが、現在の車両で出来ないのかどうか、その必要性について。

助 役～現在の車両の方では広報活動にすぐ使える様な車両がございませんのでどうしてもそういう事になれば臨時的に取付関係やらなければいけない関係もありますし、又常日頃からどうしても広報車は必要じゃないかといふような考えを持つておつた訳ですが、幸いにして今度中古車として適当な何がございまして、この際求めたいという事で。

16番～それから5項の交際費の件ですが説明の方でいる分けしてあります。今までは市交際費として1つにまとまつてあつたのが、別々にやつてあるんですけど予算形式のあり方、説明書の分け方にあるのが理由どの辺にありましたか。

助 役～この方は交際費のあり方からして是非こうじゃなければいけないんじゃないかといふ考えに立つてやられております。

4 番～1項の1目附属機関の活動のための予算が計上されておりますが、この4委員会直ぐどういつたな活動がもくろまれておるかどうか、それについて御説明願います。何日この委員会が正式に発足されるか。

助 役～発足については各委員会の何がまぢまぢになるんじやないかと思つておりますが、すぐどういふふうな何で手がけて行くかという事につきましては、各委員会とも合併問題にしても、これはどうしても手を着けて行かなければいけない問題であると、又都計の方もすでにマスタープランも出来て、これから活動して行かなければいけない何になつておりますし、又行財政の面につきまして、今までの村的何から市としての立場に立つての行財政の確立という面からしてどうしても早急に確立して行かなければいけない問題である。それと関連しまして経済部間においてもそういうふうな何でございまして活動におきましては早急に発足させて活動して行きたいと思つております。

4 番～説明するまでもなく議会の意志をそんな重するならばすでに発足しておつたはずであります、未だに発足もしないとか只今の御説明による早急にしなければならぬんだという事ですが、私がお聞きしておるのは何日から正式に発足するのか、そうする事によつて我々はこの予算の無駄も例えばまぢまぢになるならば或は年未当りからやつたに於いても果してこの予算がうまく消費されるか、或は又すぐ早急に来月からでも発足するとすれば、果してこの予算で充分な活動出来るか、どうか、こういう面も審議するためにははつきりした具体的な計画資料がなければならぬんじやないかと思つて、例えば都計審議委員会を見た場合に1区×13名×12回と月1回の平均になつておりますね、そうするとその委員会そのものは今までの都市計画委員会と何ら異なるいと月に1回位持つたんじや何もならないし、或は又場合によつてはその委員自体が、それに取つ組んで常勤的な活動をやるんだという事まで考えられます。果してそういつた様な予算で充分な活動が出来或は又意図する成果が上がるかどうか、いささか疑問であります。それについてもう少しはつきりして我々が、これらの予算審議に待たう当局の計画資料がないかどうか、只今申上た様にこの4委員会何日どの委員会が何日から発会して発足してそしてどの様な問題を取上げてどういふふうにして、具体的に活動して行くんだという様な事をはつきり説明してもらえなければ、只ばく然として12回開くんだと、6回開くんだといつた所で予算の無駄はなり立たないんじやないかというふうな考へておりますが、もう少し確実性のある、しかも具体的な面の説明を願います。

助 役～具体的に各委員会の活動分野についての何はまだ持つておりません。しかし費用の問題につきましては今後の活動によつての費用は、これからの問題として裏付けはして行きたいと思つております。

4 審～1項の1目附属機関の活動のための予算が計上されておりますが、この4委員会直ぐどういつたな活動がもくろまれておるかどうか。それについて御説明願います。何日この委員会が正式に発足されるか。

助 役～発足については各委員会の何がまぢまぢになるんじゃないかと思っておりますが、すぐどういふふうな何で手がけて行くかという事につきましては、各委員会とも合併問題にしても、これはどうしても手を着けて行かなければいけない問題であると、又都計の方もすでにマスタープランも出来て、これから活動して行かなければいけない何になつておりますし、又行財政の面につきましても、今までの村的何から市としての立場に立つての行財政の確立という面からしてどうしても早急に確立して行かなければいけない問題である。それと関連しまして経済部間においてもそういうふうな何でございまして活動におきましては早急に発足させて活動して行きたいと思っております。

4 審～説明するまでもなく議会の意志をそんな重するならばすでに発足しておつたはずであります、未だに発足もしないと何か只今の御説明によると早急にしなければならぬんだという事ですが、私がお聞きしておるのは何日から正式に発足するのか。そうする事によつて我々はこの予算の審議も例えばまぢまぢになるならば或は年末当りからやつたにしても未だしてこの予算がうまく消費されるか。或は又すぐ早急に米月からでも発足するとすれば、果してこの予算で充分な活動が出来るかどうか。こういつた面も審議するためにははつきりした具体的な計画資料がなければならぬんじゃないかと思つておりますが、例えば都計審議委員会を見た場合に1部X13名X12回と月1回の平均になつておりますね、そうするとその委員会そのものは今までの都市計画委員会と何ら変らないと月に1回位持つたんじゃないし、或は又場合によつてはその委員自体が、それにとつ組んで常勤的な活動をやるんだという事まで考えられます。果してそういつた様な予算で充分な活動が出来或は又意図する成果が上がるかどうか。いささか疑問であります。それについてももう少しはつきりして我々が、これらの予算審議に伴う当局の計画資料がないかどうか、只今申上た様にこの4委員会何日どの委員会が何日から発会して発足してそしてどの様な問題を取上げてどういふふうにして、具体的に活動して行くんだという様な事ははつきり説明してもらえなければ、只ばく然として12回開くんだと、6回開くんだといつた所で予算の審議はなり立たないんじゃないかというふうにご考慮しておりますが、もう少し確実性のある、しかも具体的な面の説明を願います。

助 役～具体的に各委員会の活動分野についての何はまだ持つておりません。しかし費用の問題につきましては今後の活動によつての費用は、これからの問題として裏付はして行きたいと思つております。

4 番 ~ この予算を立てる時にですね、ある程度の委員会の活動計画なるものをですね、まづ先に立ててそれに要する計費がですね、予算でなければいけないとこういうふうに考えますが、只予算をちよつと掲げておいて、そして必要があれば又追加したり或は又勘察したりするんだという様な考え方は私どうかと思ひますがね。

助 役 ~ この方は一応まず満足させる事だという観点に立ちまして予算は組んである訳ですが、只今申上げました様に費用の問題ではこれからの問題として裏付けは充分やつて行きたいと思つております。

4 番 ~ そうしますと、何日までに具体的な資料が得られますか。例えば当月が話同する具体的な問題をですね、この委員会に付託して或は委任して色々活動させるといふ時期はですね、何日であるか、それについてお伺いいたします。

助 役 ~ 新年度に入つて早々やりたいと思つております。

4 番 ~ 私今隣りの議員から使捕されましたが、現年度においても予算があるんだという事を聞いておりますが、それは事実ですか。

助 役 ~ 現年度は予算は計上してありますが、まだ満足の間隔までいつておりません。

4 番 ~ いったいやる意欲があるかどうか、その辺に私は疑問をもつておりますが、という事は3月の定例会において早急にこの機関機関は設置させて、設置してそして当面のあらゆる問題をそれに付託して、この問題を解決するために活動させようという事が、くるいじやなかつたかどと、そういうふうに考えますが、しかし3ヶ月経過した今日でもまだどういつた具体的な計画がないし、しかも何をその委員会にどういつた問題を付託してすぐ検討させようといつた様な事もまだ思いついていないという事であればですね、尚更疑問をいだく訳ですが、それはあるんじゃないですか。その委員会にはどういつた問題、どういつた問題にして付託して、そしてその問題を検討させるとか、或はこの問題について活動をさせるといふ様な事は、全無持つてないですか。現段階においてこの点宛明いたします。この予算ではですね、今までの諸機関都計費被委員会と何ら變らないような予算の取り方としか私は受取つておるんだが、もう少し自強的にやつてもいいと思ひます。それから監査委員会の件についてであります。2項のこれについては松川さんにお伺いします。監査委員会というのは独立した機関だとよくいわれておりますが、なぜこの予算形式士役所費の中の方に入ればならないか、という事は選挙管理委員会の場合は独立して、款が設けられております。或は議事も同案であります。なぜあえて監査委員会だけ別個の独立した関係機関でありながら役所費の中に入れてあるか。

4 番～この予算を立てる時にですね、ある程度の委員会の活動計画なるものをですね、まつ先に立ててそれに要する計費がですね、予算でなければいけないところいうふうに考えますが、只予算をちよこと掲げておいて、そして必要があれば又追加したり或は又勘案したりするんだという様な考え方では私どうかと思っておりますがね。

助 役～この方は一応まず発足させる事だという観点に立ちまして予算は組んである訳ですが、只今申上げました様に費用の問題ではこれからの問題として裏付けは充分やつて行きたいと思っております。

4 番～そろしますと、何日までに具体的な資料が得られますか。例えば当局が諮問する具体的な問題をですね、この委員会に付託して或は委任して色々活動させるという時期はですね、何日であるか。それについてお伺いいたします。

助 役～新年度に入つて早々やりたいと思っております。

4 番～私今隣の議員から使拘されましたが、現年度においても予算があるんだという事を聞いておりますが、それは事実ですか。

助 役～現年度は予算は計上してありますが、まだ発足の段階までいっておりません。

4 番～いつたいやる意欲があるかどうか、その辺に私は疑問をもっておりますが、という事は3月の定例会において早急にこの附属機関は設置させて、設置してそして当面のあらゆる問題をそれに付託して、この問題を解決するために活動させようという事が、くるいじやなかつたかど、そういうふうに考えますが、しかし3ヶ月経過した今日でもまだそういう具体的な計画がないし、しかも何をその委員会にどういう問題を付託してすぐ検討させようといった様な事もまだ思いついていないという事であればですね。尚更疑問をいたく訳ですが、それはあるんじゃないですか。その委員会にはどういつた問題、どういつたふうにして付託して、そしてその問題を検討させるとか。或はこの問題について活動をさせるという様な事は、全然持つてないですか。現段階においてこの点究明いたします。この予算ではですね、今までの諮問機関都計審議委員会と何ら變らないような予算の取り方としか私は受取つておるんだが、もう少し自発的にやつてもらいたいと思つてます。それから監査委員会の件についてであります。2項のこれについては松川さんにお伺いします。監査委員会というのは独立した機関だとよくいわれておりますが、なぜこの予算形式上役所費の中の方に入れなければならないか。という事は選挙管理委員会の場合は独立して、款が設けられております。或は議会も同然であります。なぜあえて監査委員会だけ別個の独立した関係機関でありながら役所費の中に入れてあるか。

議 長～休憩致し(前ノ時40分)

議 長～再開致します。(午前11時55分)

総務課長～と説明申し上げます。この方は予算形式のあり方にふれると思ひますが一応この款項目の分類と云うものは、厳格に申し上げまして、~~は~~つきりこうしていかげりやならないと云うことはございせん。只このいわゆる行政指導という立場、それからこの規則、政府のこの予算取扱い規則ですか。そう云うもので、一応全體的に款項目の分類はこう云うふうにしてもらいたいと云うふうにして規範が示されております。その中で支出については、いわゆる1款から11款までと云うふうにして大別して分けられてございしますが、この同じ執行機関である監査委員の場合には1つのこの業務は執行するんだが、1つのこの事業的執行ですか。例えば選挙の場合には通費は事業だけですが、いざ選挙と云う場合には実際の事業的な業務作業なうと云うふうなことで選挙費だけは特別に分類されておりますが、監査委員の場合には、いわゆる業務的な分類であると云うふうなことから役所費に含まれてゐるんじゃないかと思つております。別にこれ厳格に云つて必ずこうしなげりやいかなと云う意味やしに行政指導と云う意味から、政府の方のいわゆる予算取扱い規則ですか。そういうもので一応は全體的ならしを取扱つていと云う意味です。

4 番～その上の交際費であります。1,800ドル計上されております。その内訳は市長の交際費が月額100ドルと云うことになっておりますがこの両方を見た場合に上の月額100ドルと云うのは、市長の或は市の折衝費になるんじゃないかと思つております。下の場合がもち論それは接待費或はその他になると思ひますが、前の才入の場合の補助金の問題、政府からの補助金、或はその他がこの月額100ドルを折衝費として計上しなくてもあの額は充分可能であるかどうか、これについて助役にご説明を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時58分)

議 長～再開致します。(午後2時00)

議 長～只今から午後の会議を開きます。午前に引続き午後は第3款の消防関係の質疑を行いたいと思ひます。質疑を求めます。

16 番～23 箇の修繕費でございしますが、ろうきゆう車もあるし、新車もあると思ふんですけど、修繕費がやや同じ額に2つ計上されておりますがろうきゆう車がどれであるか、新車がどれであるか、消防隊長さんをお願いします。

消防隊長～新車とろうきゆう車がこれではつきりしないが、一号車と云うのがゾーフです。それから2号車が1番最初に市で購入されておるものいわゆる1番古い車でございす。3号車が新しく入つた新車でござ

議 長～再開致します。(午前11時55分)

総務課長～ご説明申し上げます。この方は予算形式のあり方にふれると思いが一応この款項目の分類と云うものは、厳密に申し上げまして、なつきりこうしていかなけりやならないと云うことはございませぬ。只このいわゆる行政指導という立場、それからこの規則、政府のこの予算取扱規則ですか。そう云うもので、一応全體的に款項目の分類はこう云うふうにしてもらいたいと云うふうにして規範が示されております。その中で支出については、いわゆる1款から11款までと云うふうにして大別して分けられてございしますが、この同じ執行機関である監査委員の場合には1つのこの業務は執行するんだが、1つのこの事業的執行ですか。例えば選挙の場合には通管は事業だけですが、いざ選挙と云う場合には実際の事業的な業務に伴うと云うふうなことで選挙費だけは特別に分類されておりますが、監査委員の場合には、いわゆる業務的な分類であると云うふうなことから役所費に包含されてあるんじゃないかと思っております。別にこれ厳密に云つて必ずこうしなけりやいかんと云う意味じやなしに行政指導と云う意味から、政府の方のいわゆる予算取扱規則ですか。そういうもので一応は全體的なならしを取扱っていると云う意味です。

4 番～その上の交際費であります。1,800ドル計上されております。その内訳は市長の交際費が月額100ドルと云うことになつておりますがこの両方を見た場合に上の月額100ドルと云うのは、市長の或は市の折衝費になるんじゃないかと思っております。下の場合がもち論それは接待費或はその他になると思っております。前の才入の場合の補助金の問題、政府からの補助金、或はその他がこの月額100ドルを折衝費として計上しなくてもあの額は充分可能であるかどうか。これについて助役にご説明を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時58分)

議 長～再開致します。(午後2時00)

議 長～只今から午後の会議を開きます。午前に引続き午後は第3款の消防関係の質疑を行いたいと思ひます。質疑を求めます。

16番～23番の修繕費でございしますが、ろうきゆう車もあるし、新車もあると思ふんですけど、修繕費がやや同し額に2つ計上されておりますがろうきゆう車がどれであるか、新車がどれであるか、消防隊長さんにお願します。

消防団長～新車とろうきゆう車がこれではつきりしないが、一号車と云うのがジーブです。それから2号車が1番最初に市で購入されておるものいわゆる1番古い車でございします。3号車が新しく入つた新車でござ

大きなタンカーです。4号車が新しく入った新車でございます。

1.6番～その次に庁舎修繕費の方に庁舎維持費の方が110ドルなつて居りますが、これは何か塗装関係の仕事でございませうか、それとも何か新庁舎であるけれども、それに継続費用がどう云うものであるか。

消防隊長～これは塗装関係ではありません。大体考えられますが、合ふようなもの災害による場合の被害がないかどうかガラスが空になると思いますが、それとか現在新庁舎ではありませうが、一部水が大雨の場合ですが、もる箇所があるんですが、そこをもう少し調査して、どこかにもつているか、どう云うふうになるか、そう云うのをやつて一応修繕したいところ思つております。

議長～暫休憩致します。(午後2時10分)

議長～再開致します。(午後2時15分)
3款の消防費も一応質疑を終りまして、4款の土木費の質疑を行います。

議長～1.4番の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時30分)

議長～再開致します。(午後2時31分)

1.1番～燃料費についてお尋ね致します、トラックが110ドルと云う燃料費を計上してありますが、これのそう行マイルに要する経費はどうか、具合の計算になつていますか。1年間を通じて110ドルと云うことは一月月に10ドルまではいかないと思ひますが、果して10ドルの燃料が動く分の仕事しかないのか、或はこの量を制限したのか。

助役～別に量は制限しておりませんが、この方は実績になつております。

1.1番～そう致しますと、トラックが**充分**に活用しないと云うことになると思ひますが、月にどの位の出動致しますか。

助役～その方までは一寸?

議長～暫休憩致します。(午後2時32分)

議長～再開致します。(午後2時34分)

1.1番～借料及び損料の件について建設課長にお伺い致します。3000ドルシヤホ、トラックの借料になつておりますが、この借りた場合と、実際に市

大きなタンカーです。4号車が新しく入った新車でございます。

16番～その次に庁舎管轄費の方に庁舎維持費の方が110ドルなつて居りますが、これは何か塗装関係の仕事でございませうか。それとも何か新庁舎であるけれども、それに継続費用がどう云うものであるか。

消防隊長～これは塗装関係ではありません。大体考えられますのが、台ふうなどの災害による場合の被害がないかどうか。ガラスが主になると思ひんですが、それとか現在新庁舎ではありますが、一部水が大雨の場合ですが、もる箇所があるんですが、そこをもう少し調査して、どこからもつているか。どう云うふうになるか、そう云うのをやつて一応修繕したいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午後2時10分)

議長～再開致します。(午後2時15分)
3款の消防費も一応質疑を終りまして、4款の土木費の質疑を行います。

議長～14番の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時30分)

議長～再開致します。(午後2時31分)

1番～燃料費についてお尋ね致します。トラックが110ドルと云う燃料費を計上してありますが、これのそう行マイルに要する経費はどう云う具合の計算になつていますか。1年間を通じて110ドルと云うことは一月月に10ドルまではいかないと思ひますが、果して10ドルの燃料が動く分の仕事しかないのか、或はこの量を制限したのか。

助役～別に量は制限しておりませんが、この方は実績になつております。

1番～そう致しますと、トラックが電文に活用してないと云うことになると思ひますが、月にどの位出勤致しますか。

助役～その方までは一寸?

議長～暫休憩致します。(11:02:32)

議長～再開致します。(11:02:32)

1番～借料及び損料の件について建設課長にお伺い致します。3000ドルシヤホ。トラックの借料になつておりますが、この借りた場合と、実際に市

が購入した場合のこの損益計算ののですか。結局見積を立てて利益的には借りた方がいいと云う結論に立っている訳ですか。年間3,000ドルの一応借料に計上していきますと、毎年々これは継続することになりますので市が直接買った方が安くつくんじゃないかと云う考えも一応なり立つ訳でございませうが、実際にそれだけ運営する力がないのか、それともやっぱり借りた方が計算的には安くつくと云う様な見透して借料を計上してあるのか、それと先きのトラックの燃料の件についてでございませうがトラックは充分に活用しているのかどうか、110ドルの燃料費で充分なことたりしているのか、それともその分のいわゆる運転をやっているのかそこを一つ御説明願いたいと思ひます。

建設課長～今の御質問にお答え致します。トラックの借上料であります。これはシヤボの場合現在建設課の方では主に石ふんの道路の整備のためのトラックに入れる用途のみに使っております。それで常時ある訳でないのでもその点ばかりで借りた方が非常に経済的でないかというふうに考えております。それからこの機械の場合は運転手も一諸についている関係上もし機械を購入した場合は運転手も一応計上しにやいかんところ云う関係からしますとどうしてもそこに車を活用しております。それと実際の運営と云う面からするとかえつてシヤボの方を借りた方がいいんじゃないかところ云うふうに考えております。トラックの借上であります。現在市においては直接事業はやってない訳であります。大がい請負制度にしておりますので、もしこれが役所として自己財源で工事をどんどんすると云う以外にはトラックもそう常時もおると云うことは、現在の所ではちよつと不利な状態でないかところ云うふうに思ひます。

1 番～トラックは特殊な要素でございませうので、当然その需要に見合うだけのことが予想されて購入したと云うふうで考えておりますが、実質的にはそれだけの仕事がないと云う様なことでございませうか。

建設課長～借上の場合ですか。

1 番～いや私がお尋ねしておるのは、トラックの燃料費でございませうが、これは養生の借上の燃料でございませうか。トラックの110ドル計上されている訳ですが、一年間を通じて110ドルと云うことは、1ヶ月10ドルたらずの燃料しか使つてないと云うことになつて果してそのトラックが充分に活用しているかどうか、疑わしくなつて来る訳でございませうが、仕事事分量がないと云うことでございませうか。

建設課長～この場合は、トラックの場合は現在使用しているトラックは主に失対事業のグリ石運搬が主になつております。それでその場合普通のトラックと違ひまして、止つている時間が相当ある訳です。と云ひますのは、積込みする関係上これは手で積込んでおります。そうするとはしる時間より積込みに時間はかかる訳です。云う関係で燃料はさ程使わないと云うことであります。

1 番～時間的には充分活用していると云うことでございますか。

建設課長～はい、そうでございます。

1 番～先程3,000ドルの借料についての見解は一層仕事の分量がないから現段階では借り方がよいと云うことの様でございますが、しかもこの用途が石粉の運搬だけに限られておると云う様な説明を受けておりますので、大体分るような気がしますが、市の方でそのそう云つた様な石粉の山を削入してそれを継続的に工事業として盛り立てて行くお考えはないかどうか、そうすれば充分削入してもその採算が取れると償却も充分考えられると云うことになりませんが、その点について課長の見解をお聞かせ願います。

5 番～建設課長にお尋ね致します、昨年だつたか、ランドリーですか、向うの東側に排水こうにかかつたアンキヨウが溢ります、あれは大降りの際には工事の施工がまずいために非常に危険であるから改築しなくちゃいかんと云う訳で建設課から課長初め、2～3の職員も一諸に行つて实地調査にあつたはずであります、そこで調査の結果、確かには在はいかないと改築しなくちゃいかないと云うことにはなつては居りますが、来年の予算にはそれに關連する様な予算は見あてません、そこであれはどうなりますか、全然やらないんですか。

建設課長～真志喜、大割名の排水路の改築これは去年調査しまして、是非改修したいと云う訳でやつておりましたが、前年度出来なくて今年度道路維持修繕と云う名目でやりたいと云うふうに考えております。

5 番～新年度予算ですか、審議されている予算その橋梁費に計上されていないからどうなりますかと質問ですが、他のあれでやるんですか、何んでもいいんだがやればいいんですが、しかし何んでもいいじやなくて、あれはアンキヨウそのものを改築しなくちゃいかんではないんですか。

建設課長～そうです。

5 番～そうすればこの橋梁新設改良費の所に計上すべきものじやないですか、あれは貴方々は市の予算でやつたんじゃないですか、前はあんまりな工事には沖繩県にないですよ、それに只まじやなくて危険であることは誰しも分つて居るんですから、あれはだからそこの地域の住民も非常に早くやつてもらいたいと云う要望をしておりますが、この予算には見あてりませんから、果してならば結構です、調査も済んで居るんだが当局はあれに対してやるのか、やらんのか、と云つた様な立場からの考え方を聞いて頂ければ結構ですから、やらなければならぬのでありますから、出来たものを待つておつてもしようがないんですか、只やるかやらないかです。

建設課長～現に新年度になつてやる予定にしております、と云いますのは、こ

1 番～時間的には充分活用していると言うことでございますか。

建設課長～はい、そうでございます。

1 番～先程3,000ドルの借料についての見解は一応仕事の分量がないから現段階では借りた方がいいと云うことの様でございますが、しかもこの用途が石粉の運搬だけに限られておると云う様な説明を受けておりますので、大体分るような気がしますが、市の方でそのそう云つた様な石粉の山を購入してそれを継続的に1つの事業として盛り立てて行くお考えはないかどうか。そうすれば充分購入してもその採算が取れると償却も充分考えられると云うことになりましたが、その点について課長のご見解をお聞かせ願います。

5 番～建設課長にお尋ね致します。昨年だつたか、油ランドリーですか。向うの東側に排水こうにかかつたアンキヨウがあります。あれは大雨降りの時は工事の施工がまずいために非常に危険であるから改築しなくちやいかんと云う訳で建設課から課長初め、2～3の職員も一諸に行つて実地調査にあたつたはずであります。そこで調査の結果、確かには現在はいかないと改築しなくちやいかないと云うことになつては居りますが、来年の予算にはそれに關連する様な予算は見あたりません。そこであれはどうなりますか。全然やらないんですか。

建設課長～真志喜。大謝名の排水路の改築これは去年調査しまして、是非改築したいと云う訳でやつておりましたが、前年度出来なくて今年度道路維持修繕と云う名目でやりたいと云うふうに考えております。

5 番～新年度予算ですか。審議されている予算その編製費に計上されていないからどうなりますかと質問ですが、他のあれでやるんですか。何んでもいいんだがやればいいんですが、しかし何んでもいいじやなくて、あれはアンキヨウそのものを改築しなくちやいかないんですか。

建設課長～そうです

5 番～そうすればこの編製新設改良費の所に計上すべきものじやないですか。あれは貴方々は市の予算でやつたんじゃないですか。前はあんなまじい工事は沖繩県にないですよ。それに只まじいじやなくて危険であることは誰しも分つて居るんですから、あれはだからそこいらの地域住民も非常に早くやつてもらいたいと云う要望をしておりますが、この予算には見あたりませんから、果してもらえば結構です。調査も済んでいるんだが当局はあれに対してやるのか、やらんのか、と云つた様な立場からの考え方を聞いて頂けば結構ですから、やらなければ部落でやりますから、出来ないものを待つておつてもしょうがないですか。只やるかやらないかです。

建設課長～現に新年度になつてやる予定にしております。と云いますのは、こ

これは工事の補修でありますので工事をして入れるよりもかえつて道路の維持と云う立場でやりたいと云うふうに考えております。

5 番～どうして実際にあるアン架であるのに、どうして道路種目に入れなく
ちやいな理由があるんだか、この予算書で見ると、その算計上の
すやめはそれの方に入つて、その方がよいと思つて、その方がよいと思つて、
ければ分らないか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、
おるんですか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、
建設課長～それは新年度に予定しております。

5 番～新年度と云うのは、いわゆる来月以降の？

建設課長～そうです。

5 番～どうしてか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、
区のおきで、それか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、
聞いている、それか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、
建設課長～これは新年度に入つたら改修したいと考へております。

5 番～しをいんじやなくて、しをすか、しをいんですか、今の所わすか、
やら、

建設課長～これはです、ヒユウム管のと替えと云う道路の補修と云う程度のもんです。

5 番～だが、それか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、
作つて、それか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、
作つて、それか、それか、それか、それか、それか、それか、それか、
建設課長～はい、準備しております。

5 番～1つ宜しくお願ひします。

これは工事の補修でありますので工事をして入れるよりもかえつて道路の維持と云う立場でやりたいと云うふうに考えております。

- 5 番～どうして実際にあるアン梁であるのに、どうして道路種目に入れなくちやいけない理由があるんですか。この予算書を見て、あの工事費はすぐあれに入っているんだなあつて、一目して分る様な予算の計上の仕方はその方が好ましいと思うんですが、私はいちいち説明して、いやこれはあつちに入つていますと云うふうに、貴方々の説明を聞かなければ分らない様な予算の組方は感心しないんです。どこかに入つておるんですか。それじゃ？

建設課長～それは新年度に予定しております。

- 5 番～新年度と云うのは、いわゆる来月以降の？

建設課長～そうです。

- 5 番～とにかくそれじゃ私はその地域住民から聞かれた場合には、作るそうですと云うふうに返事しておきませうか。私が申し上げますのはじよう談じやなくてですか。当局がどうしても昨つてもらえなければ区のですか。区で何とかして作らなくちやいけないと云うふうな世論があきておるもんですから、ですから作つてもらえと云うふうに、前はそういうふうに調査の結果、貴方々から聞いておるし、予算を見るとそれに見あたる企画はないし、だからどうなつたもんかを今私は聞いている訳ですから、一応作つてもらいますか。来年度に？

建設課長～これは新年度に入つたら改修したいと考えております。

- 5 番～したいんじゃないかと、しますか。しないんですか。今の所わずかですから。

建設課長～これはです。ヒユウム管のとり替えと云う道路の補修と云う程度のもんです。

- 5 番～だが区がです。作つてあるんだつたら区です。当局がやつてもらえなかつたら区でやるんですが、あれはそういう様な市の補助金でやつたんでしよう。あの当時は、だから勝手に区が又勝手にこわしたりなんかしちやいけないといつた様な考え方があつた訳なんです。そこで作つてもらいますか。もらえませんかと聞いただけです。とにかくそれじゃ一応来年度一杯で改築して頂けますか。

建設課長～はい。準備しております。

- 5 番～1つ宜しく願います。

建設課長～それから先程の一番さんの質問にお答えします。石粉山を継続とい
 いますか。新しく石粉山を持つてそれで石粉を出した方がいんじや
 ないかという御質問であります。現在市においては大田、それから
 藤敷の方に石粉山として前から持つておりました。所が最近取りつくし
 てしましまして、それが取りにくい状態にまでおる訳です。それで現
 状としては、ブルト一ザを入れて取りにくい石粉を出すよりも、かえ
 つてよそから市販されている石粉がありますので、それを使った方が
 いいし、又賃からいましても現在岩盤の所に於いては関係上相当の石が
 入っている訳なんです。それよりは良質の石粉を買った方がいいとい
 うふうに考えております。

18番～只今の問題と多少関係はすると思いますが、ことに予算編成に当りま
 して、重点主義だと云うのはよく分りますが、特に現在の市において
 の都計という一つの大きな事業をひかえての予算編成その辺も分るこ
 とは分りますが、それが故に他の面にぎ~~任~~がしいられた様な支配され
 た様な感じがする訳であります。この土木費から検討しましても、そ
 中の特に道路維持修繕費、先程とも関連するんですが、これから検討
 しましても約1000ドルいづらかの減額されておるんだと、もちろそ
 の都計の一端ともなると思いますが、この場合に既設のいわゆる産業~~地帯~~
 地帯の道路ですか、その道路維持修繕に~~敷~~道にのるまでも、せめ
 てて現状の道路を最高度に維持するためにはこの予算もある程度増やし
 てでもその道路の育成と平行してはかるべきだというふうに考える訳
 ですが、その減つた理由ですか、色々三つに分けられて賃金、借
 料及び損料、原材料費と云うふうにされておりますが、先程の説明で
 も或は又質問にもありました様に原材料費ですか、その面現行予算の
 範囲とどういふような差額が出ておるか、いわゆる産業地帯には既~~設~~
 設の道路がある、毎年やつて来ます雨季とか、或は又その天災地変、~~不~~
 可効力による所の破損そう云つた所の維持修繕だと、これは充分あ
 りるかどうか、これが一つ、もう一つは二ヶ年程前かと思はれますが、そ
 れは村道であります。宜野湾の公民館の前道路、これは前の具屋課
 長時代にも一応は部落民が出てそこで進言もしてあります。工事はし
 てありますが、先程の一番さんが~~指~~指された様な工事としては
 最低の工事だといわゆる道路は作つてあるんだが、真ん中がひつ込
 んでいる間道の両側の排水もあるんですが、排水の作り方もまずい
 とおる。そこで道路を作つたがために排水はくずれるし、そこで流れて
 いる水は家へ流れ込むと云うふうなこともあつたかどうか、現在の建設
 課としてその道路を視察されたこと
 あるか、その辺も願います。

建設課長～只今の問いにお答えします。道路維持修繕費は現在減額はされてお
 りますが、建設課の考えとしましては、今持つておる重機を充分に使
 つて土面の維持を尚今以上にやつて行きたいというふうに考えており
 ます。それで修繕の方法であります。今度、今年度の予算にローラ
 を購入する予定にしております。それで現在グレーターが大体充分に

建設課長～それから先程の一番さんの質問にお答えします。石粉山を継続とい
いますか、新しく石粉山を持つてそれで石粉を出した方がいいんじゃないかとい
う御質問がありますが、現に市においては大山。それから
嘉敷の方に石粉山として前から持つております。所が最近取りつくし
てしましまして、それが取りにくい状態におる訳です。それで現
状としては、ブルトーザを入れて取りにくい石粉を出すよりも、かえ
つてよそから市販されている石粉がありますので、それを使つた方が
いいし、又買からいまして現に岩盤のある関係上相当の石が
入つている訳なんです。それよりは良質の石粉を買つた方がいいとい
うふうに考えております。

18番～只今の問題と多少関係はすると思ひますが、ことに予算編成に当りま
して、重点主義だと云うのはよく分りますが、特に現在の市において
の都計という一つの大きな事業をひかえての予算編成その辺も分ること
とは分りますが、それが故に他の面に犠牲がしいられた様な支配された
様な感じがする訳であります。この土木費から検討しましても、その
中の特に道路維持修繕費。先程とも関連するんですが、これから検討
しましても約1000ドルいくらかの減額されておるんだと、もち論そ
の都計の一環ともなると思ひますが、この場合に既設のいわゆる産業地帯
地帯の道路ですか。その道路維持修繕にけんどにのるまでも、せめ
て現状の道路を最高度に維持するためにはこの予算もある程度増やし
てでもその産業の育成と平行してはかすべきだというふうに考える訳
ですが、その減つた理由ですか。色々三つに分けられて賃金。借
料及び燃料。原材料費と云うふうにされておりますが、先程の説明で
も或は又質問にもありました様に原材料費ですか。その面現行予算の
範囲とどういふ様な差額が出ておるか、いわゆる産業地帯には既設
設の道路がある。毎年やつて来ます雨季とか、或は又その天災地変。不可
不可効力による所の破損そう云つた所の維持修繕だと、これは充分あ
るかどうか、これが一つ、もう一つは二ヶ年程前かと思ひますが、そ
れは村道であります。宜野湾の公民館の前の道路、これは前の呉屋課
長時代にも一応は部落民が出てそこで進言もしてあります。工事はし
てありますが、先程の5番さんが指摘された様な工事としては、
最低の工事だといわゆる道路は作つてあるんだが、真ん中がひつ込ん
でいる開削の両側の排水もあるんですが、排水の作り方もまずいとそ
こで道路を作つたがために排水はくずれるし、そこで流れている水は
民家に流れ込むと云うふうなこともあるんだが、建設課として引継ぎ
もあつたかどうか。現在の建設課としてその道路を視察されたこと
があるか。その辺説明願ひます。

建設課長～只今の問ひにお答えします。道路維持修繕費は現在減額はされてお
りますが、建設課の考えとしましては、今持つておる重機を充分に使
つて土面の維持を尚今以上にやつて行きたいというふうに考えており
ます。それで修繕の方法であります。今度。今年度の予算にロー
を購入する予定にしてあります。それで現在グレーターが大体充分に

活用されていないという点がありましたもんですから、それでグレーターによつてある程度土形をなおしてそれでローヤによつてしめて行く
と云うようにすれば、散出している石粉を前によせ集めてそれできれいな道路が出来るんじゃないかとかういうふうに考えております。それで実際には減額になつておりますが、事業の能率から云いますと前よりよくなるんじゃないかとかういうふうに考えております。

18番～と指摘の様に機械器具を動員して、以前よりはよくなるんだというふうなご見解ですか。しからばそれも結構なことではあります。普通云う所の産業の道路ですか。農業用の道路、これはグレーターは入る所はとくわずかしかないと、おまけに余つた石粉なんかをかき集めてそれをローラーで圧すればいいんだというふうなことで、事實はおそらくそういうふうな問題はないんだというふうに私今察します。と申し上げるのは来年の雨季11月から4月頃まで普通キジのかり入れに入ります。その間に相当な破損が出て、いわゆるトラウクの何台もか入れてもまだ充分でない様なゴボコの道が生じて来ます。そういう所は必然的に原材料費の問題が生じて来ます。もう論機械器具も動員しての補修ということも結構なことではあります。しかしながら去年度前こう予算でもあれば毎年たびごと市当局にも折衝もするし、或は先きから申し上げておるんですが、果してその前年並みじゃなくして1,000ドル内外も減ると云うことは機械力を導入して現在なみの維持が保てるか、そういう予想をされておるのかどうか、その辺まだもうちよつととつ込んで説明願います。

建設課長～現在まで石粉を各部落の方に配給しましてその道路に入れておりますが、實質上は圧をしないままにころ敷き並べている訳です。それで一応かたまりかけた時分に雨にあつて流されることが今まで多かつた訳です。それで今度の場合は石粉を散布と同時にそのローラーを使つて圧をすると、そしてしめておけばもちがいいと更にこれは2回にわたつて配給するようにしてありますが、その前まではまず大じよ夫と云うふうなたれております。現在の用式でいくともう大半が流されてしまうと、そういう關係上大部よくないかと云うふうに見ております。

18番～原材料費の方であります。先きの答弁にもありましたが、市のそう云う山が二ヶ所あるんだと、それで二ヶ所と云いますが、その山はあの程度限界に達しているんだと、或は又色々な条件で、或は色々な周囲の状況を勘察して、さほど利用価値もなくなつたんだと云うふうなことなんです。しからばそれ以外にその石粉の出る山を検討されたことはないかどうか。と申し上げるのは、業主であります所の隣りの富前トラウクの方は野嵩の方に会社自体の石粉山を持つておるというふうな話を聞いております。しかしながら重要な問題と、機械器具の問題で現在の所はそのまましてあるんだというふうなことであります。そういうこともあるんだが、市としてこういうふうな石粉をさがして

この様な道路修繕の方を重点的に取り上げてもらおうと云うふうな
敬極意欲があられるかどうか。

建設課長～石粉の量と云うのは、その山の質にもよりますが、現在買より
石粉山を持てば非常にこの値段から云つても安くつく訳なんです、現
在もその山が見あたらぬ関係で道路の便用と云う点から、少し能
率に石粉が充分に行きわたる様にしたいと考へておられます。

18番～それからもう一つの問題、宜野湾の公民館の前からひ行場に
か、確か2か年か、多々年前だつたのと原野の間に作りの方が、通
道路工事申が込つておりますが、その関係は知らねえだつたのが、予
も作つておられるが、どうもこの関係は、その通りだつたのが、算
は普通は出ないで、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折し
道路工事の件、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、
近では、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折し
上は、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、
無だ、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、
ば、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、
買、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、
す、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、
道、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、
考、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、折しも、

建設課長～早速調査したいと云う方が倒れていると云うことは分つてお
が、それをどういふふうで補修したいのか、尚研究しておきたい
て行きたいと云うふうで考えます。

1番～遊立事業測量と調査設計費の件でございますが、1000ドル計上され
ておりますが、これはあくまでも暫定的なもので、又実際にその
の費用が1000ドルで充分にあるという考えのもとに計上されたの
か。

建設課長～遊立事業の測量設計費でありませんが、これは1000ドル組んであり
ますけれども、実際は事業量というものがよく出ないと実際の調査設
計費と云うのは出て来ない訳であります、普通これは一般に調査測量
と云うふうになりますと、普通は総金額に対して大体3パーセント位
を見積る訳であります、といふ事は、特にこの海岸に作る構造物
物でありますので調査は充分しておかんと、費用の莫大を招くおそれ
ありますので、そのためにもどうしても3パーセント取つて行かない
というふうで考えます、所がこの1000ドルの予算は、一応この程

この様な道路維持修繕の方に重点的に取り上げてもらおうと云うような積極意欲があられるかどうか。

建設課長～石粉の料と云うのは、その山の質にもよりますが、現在買うよりは石粉山を持てば非常にこの値段から云つても安くつく訳なんです。現在もその山が見あたらない関係で道路の使用と云う点からも、少し能率も落ちておりますが、出来れば早急に山をさがして、それで前と同様に石粉が充分に行きわたる様にしたいと考えております。

18番～それからもう一つの問題、宜野湾の公民館の前からひ行場に通ずる道路ですか。確か2ヶ年か、3ヶ年前だつたと思いますが、市の予算で道路工事されておりますあの工事が普通の道路の作り方と違ひまして、道に真ん中がへつ込んでおります。そのかわり周囲の両側の非水こうも作つておりますが、どういふ関係か知らないんだが、その排水こうは普通はこう立つべきものが、こう行きづまつておる。それで水はそこから出ないどころだらけであると、その辺を正式のですか。ほんとの道路工事をすべく前課長にも折衝しましたが、今までなされていなくて、この件当局の方としてどう出来るかと云うことですが、所が最近ではそういう事はないと、せつかく市のばく大な予算を撥して出来土が上がつた道路をですか。見たら分りますが、その道路は、むしろ予算無だ使いだと、もち論多少のことであれば区民でも出来る訳ですが、ばく大な予算もある。ある程度は協力も出来るでしょうが、道路修理費ですか。そう云つたのを利用致しまして、修繕かれこれしておりますが、それでは一向にラチがおかないと、これは色々排水の問題或は道路のそういう問題も是非市の責任においてすべきだというふうに考えるんだが、課長としてどうお考えであるのか。

建設課長～早速調査しまして側こうが倒れていると云うことは分つておりますが、それをどういふふうに補修した方がいいのか、尚研究してなおして行きたいところ云うふうに考えます。

1番～掘立事業測量と調査設計費の件でございますが、1000ドル計上されておりますけど、これはあくまでも暫定的なものですか、又実際にその費用が1000ドルで充分にあうという考えのもとに計上されたのか。

建設課長～掘立事業の測量設計費であります。これは1000ドル組んでありますけれども、実際は事業量というものがよく出ないと実際の調査設計費と云うのは出てこない訳であります。普通これは一般に調査測量というふうになりますと、普通総金額に対して大体3パーセント位を見積る訳であります。といひますのは特にこういう海岸に作る構造物でありますので調査は充分しておかんと後日の災難を招くおそれありますので、そのためにもどうしても3パーセント取つて行かないというふうに考えております。所がこの1000ドルの予算は一応この程

度において調査を進めながら実際にその~~建設~~事業が具体的に、いわば~~図面~~の範囲ですか、実際その~~図面~~の範囲が分ればそれによつて事業費から更に調査費をうみ出してその事業調査費の中からやつて行くのと、一応これは市の予算としては1,000ドル組んであります。更に必要であればその分を計上していく訳であります。

- 1 番～そうしますと本格的設計の段階になりますと特別会計をもつて別個の形でこれを推進して行くと言ふ様な基本的な考えをお持ちでございすか。

建設課長～はい、そうでございます。

- 1 番～普天間市内の排水路工事に2万\$計上してありますが、どこの排水路であるか、具体的に説明願います。

助 役～この方は組合の方から沖銀の方まで排水、それと歩道の~~ダツ~~ターでございす。それから去年の工事でやりました沖銀からイシゴターの所までの排水の前の~~ダツ~~ターそれからイシゴターから中校入口までの排水と~~ダツ~~ターこれだけの施行でございす。

議 長～暫休憩致します。(午後3時00)

議 長～再開致します。(午後3時05分)

- 5 番～2項の都市計画費この中の1目22節について質問致します。委託費12,900ドル計上されてありますが、この内訳の各関係作業は現在の建設課の陳答では出来ないんですか。これは全部外部にさせるんですか

建設課長～そうであります。

- 5 番～ですから現在のそういう様な仕事をやるために建設課というのはあるんだと私は解しやくしてありますが、建設課の陳答ではこれは出来ないもてあます仕事であるんですか。それとも技術的の立場からどうしても出来ないのか、忙しいから出来ないのか、人数が足りないから出来ないのか、そういった立場から説明願います。

建設課長～委託測量でございすますが、地域が広範囲にわたつてありますので、現在の陳答と云うよりもむしろ請負の方を買わした方が期間的に短期間に出来上つてくるといふのと、監督の方でありませんが、監督をする場合でも相手の請負会社が10名出てもこの名は1名は監督して分分に監督して行ける立場もあつてありますので、実際上は仕事として非常に早くなる訳であります。その意味においては、どうしても請負制度を採用して行きたいというふうに考えてあります。

- 5 番～結局こういうことになりますか。善美と申すはしてやれば出来るんだ

度にしておいて調査を進めながら実際にその掘立事業が具体的に、いわば図面の範囲ですか。実際その図面の範囲が分ればそれによつて事業費から更に調査費をうみ出してその事業調査費の中からやつて行くと、一応これは市の予算としては1,000ドル組んであります。更に必要であればその分を計上していく訳であります。

- 1 番～そうしますと本格的設計の段階になりますと特別会計をもつて別個の形でこれを推進して行くと言ふ様な基本的な考えをお持ちでございますか。

建設課長～はい。そうでございます。

- 1 番～普天間市内の排水路工事に2万\$計上してありますが、どこの排水路であるか、具体的に説明願います。

助 役～この方は組合の方から沖繩銀の方まで排水。それと歩道のタクターでございます。それから去年の工事でやりました沖銀からイシジヤーの所までの排水の前のタクターそれからイシジヤーから中校入口までの排水とタクターこれだけの施行でございます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時00)

議 長 再開
議 長 再開～再開致します。(午後3時05分)

- 5 番～2項の都市計画費この中の1目22節について質問致します。委託費12,900ドル計上されておりますが、この内訳の各関係作業は現在の建設課の陳容では出来ないんですか。これは全部外部にさせるんですか

建設課長～そうであります。

- 5 番～ですから現在のそういう様な仕事をするために建設課というのはあるんだと私は解しやくしてありますが、建設課の陳容ではこれは出来ないもてあます仕事であるんですか。それとも技術的の立場からどうして出来ないのか、忙しいから出来ないのか、人教が足りないから出来ないのか。そういった立場から説明願います。

建設課長～委託測量でございますが、地域が広範囲にわたっておりますので、現在の陳容と云うよりもむしろ請負の方に回した方が期間的に短期間に出来上つてくるというのと、監督の方であります。監督をする場合でも相手の請負会社が10名出てもこちらからは1名の監督で十分に監督して行けると云う立場もありますので、実際上は仕事として非常に早くなる訳であります。その意味においては、どうしても請負制度を採用して行きたいというふうに考えております。

- 5 番～結局どうということになりますか。事実とすればやれば出来るんだ

がやれば出来よつたんですか、現在の陳審でこの7つの項目に関する作業はやるとすれば、やり受せるこの能力は整っている訳ですか、現在の陳審は？

建設課長～圖面でありまして、これは印刷に部類するものでこれは以外は現在の職員だけで出来る訳です。

5番～具一定期間内にこれだけやるには、色々その他の面から外に請負させた方がいと云う立場から委託費に組んである訳ですか。

建設課長～そうであります。

10番～事業費の中ですか、野嵩、新城間の道路の場合は、あの担当障害物もあると見んですが、その費用まで含まれておりますか。

建設課長～この野嵩、新城間の道路は今の前すじ原でありますので、そこには現在障害物はございません、それでこれの終点が丁度5号線になつてありまして、それからずつと学校の中学校の方向に出ております。

10番～場所はどこですか。

建設課長～場所は今の前すじ原であります。

10番～政府補助金の400ドルはどの項目に入っておりますか。

建設課長～調査費にあたりますが、この調査費は現在現予算では委託費の中に入っております。所がこれは別に項目は上げておりません。向うの指示が調査であれば、調査費ですから構わんというふうな説明になつております。

10番～はい、分かりました。

12番～64年度の道路維持修繕費よりは1,000ドル上回る減額になつています。本年度は建設課としては、去年行つた道路維持修繕は大体完備されたと見ておりますか、私の聞いた範囲内ではまだ道路維持能力を入れてもらいたいという住民の方々の要望でございます。それから26箇の原材料費に100ドル組まれております。この中のヒユウム管もメント、石身大体どの程度押えていますか。

建設課長～道路維持修繕が充分に行つているかという点でございまして、実際の所充分とは申されません。所が現在の状態で充分にやるということになれば、これは相当な予算が必要であります。それで現在特に重要な路線については、これは計上して遂行やつております。特に小さい路地の場合はひどいという点もあると思はれますが、出来るだけ

がやれば出来よつたんですか。現在の陳容でこの7つの項目に関する作業はやるとすれば、やり果せるこの能力は整っている訳ですな。現在の陳容は？。

建設課長～函面であります。これは印刷に部類するものでこれは以外は現在の職員だけで出来る訳です。

5 番～只一定期間内にこれだけやるには、色々その他の面から外に請負させた方がいいと云う立場から委託費に組んである訳ですか。

建設課長～そうであります。

10 番～事業費の中のですか。野嵩・新城間の道路の場合は、あの担当障害物もあると思んですが、その費用まで含まれておりますか。

建設課長～この野嵩・新城間の道路は今の前すじ原でありますので、そこには現在障害物はございません。それでこれの始点が丁度5号線になっておりまして、それからずつと学校の中学校の方向に出ております。

10 番～場所はどこですか。

建設課長～場所はこの前すじ原であります。

10 番～政府補助金の400ドルはどの項目に入っておりますか。

建設課長～調査費にあたりますが、この調査費は現在現予算では委託費の中に入っております。所がこれは別に項目は上げておりません。向うの指示が調査であれば、調査費ですから構わんというふうな説明になっております。

10 番～はい。分かりました。

12 番～64年度の道路維持修繕費よりは1,000ドル上回る減額になっております。本年度は建設課としては、去年行つた道路維持修繕は大体完備されたと見ておりますか。私の聞いた範囲内ではまだ道路維持に力を入れてもらいたいという住民の方々の要望でございます。それから26節の原材料費に100ドル組まれております。この中のヒユウム管セメント、石粉大体どの程度押えていますか。

建設課長～道路維持修繕が充分に行つているかというご質問でございますが、実際の所充分とは申されません。所が現在の状態で充分にやるということになれば、これは相当な予算が必要であります。それで現在特に重要な路線については、これは計上して逐次やつております。特に小さい路地の場合はひどいという点もあるとは思いますが、出来るだけ

努力してそういう小さい所でもやりたいと考えております。それで今年度は特に大きい道路の方を充分にやつてその余力で小さい方にも、
努力を入れたいと云うふうに考えております。それから原材料費のヒューム管でござい
ますが、これは現在本職というよりもむしろ現在
物が相当進んで来ておるし、それから排水不良の所が相当ある訳であ
ります。それでヒューム管とセメントはどうしても必要だという訳で
この方に入つておる訳であります。

12番～それからもう一点ヒューム管は値段にしてどの位、それからセメン
トの値段がどの位というふうに説明願います。

建設課長～先程の5番議員さんからのヒューム管のとりかえもこのヒューム管
の中に含まれております。

12番～現在市の石粉山がありますが、そこから出る予想の坪数ですか。それ
は大體どの位なされてますか、残つて居る訳ですか。

建設課長～彌敷の方の石粉山でまだ二回位は充分取れると二回というところ
0台になります所が、3月頃ブルを持って行つてやりましたけれども、
そう能率が上つていないと更にこれではと云うんで、火薬をかけて岩
盤を割ろうというふうなまでやりましたが、丁度地元住民の危険を考
えて協力は得られなくてやめております。

18番～委託費についてお尋ねします。その中の都計かん線街路~~打ち~~測量と
それはどういつた様な内容の作業であるのか御説明したいと思いま
す。それからその作業を進めるに於いて予期される所の支障はないかど
うか、その点御説明願います。

建設課長～都計道路のかん線道路であります。これは最近日本政府と米政府
の共同で調査援助という訳で最近援助が大にばばになつております。そ
れに伴う資料がどうしても実施設計に近い資料を替つて来てもらいた
い云うのが、それから市長さんとしまして、どうしても確
実な調査、実際に施行出来る調査をやろうという観点からこれを実施
設計にする様に道路センターを普請する米開くに、其中はくいを
打ちました。それから両側がはつきり分るようにして行く訳でありま
す。その時に特に高さ、それから今先申された障害物の調査。この
打作業と云うふうになつております。

18番～道路が都計による道路が今後の予算面において、この審議されて
いる予算年度において大體確定するんだと云うことと期待してよい訳です
か。そうなる、いきおい道路の幅員とか、或は又先き程の一貫した
ことにも多々あつたと思ひますが、世論の中には、果してこの

努力してそういう小さい所でもやりたいと考えております。それで今年度は特に大きい道路の方を充分にやつてその余力で小さい方にも、尚力を入れたいと云うふうに考えております。それから原材料費の七ユーム管でございしますが、これは現在本敷というよりもむしろ現在建物が相当建てて来ておるし、それから排水不良の所が相当ある訳であります。それで七ユーム管とセメントはどうしても必要だという訳でこの方に入つておる訳であります。

12番～それからもう一点七ユーム管は値段にしてどの位い。それからセメントの値段がどの位いというふうに説明願います。

建設課長～先程の5番議員さんからの七ユーム管のとりかえもこの七ユーム管の中に含まれております。

12番～現在市の石粉山がありますが、そこから出る予想の坪数ですか。それは大体どの位いなされていますか。残つている訳ですか。

建設課長～鼻敷の方の石粉山でまだ二回位は充分取れると二回という800台になります所が、3月頃ブルを持つて行つてやりましたけれども、そう能率が上つていないと更にこれではと云うので、火薬をかけて岩盤を割ろうというふうにまでやりましたが、丁度地元住民の危険を考へて協力は得られなくてとりやめております。

18番～委託費についてお尋ねします。その中の都計かん線街路の打測量これはどういつた様な内容の作業であるのか御説明願いたいと思ひます。それからその作業を進めるにおいて予期される所の支障はないかどうか。その点御説明願います。

建設課長～都計道路のかん線道路であります。これは最近日本政府と米政府の共同で日米援助という訳で最近援助が大はばになつております。それだけ伴う資料がどうしても実施設計に近い資料を持つて来てもらいたいと云うのがあつた。それから市長さんとしまして、どうしても確かな調査。実際に施行出来る調査をやろうという観点からこれを実施設計になる様に道路のセンターを普通2.5米開かくに、真中にくいを打ちまして、それから両側がはつきり分るようにして行く訳であります。その時に特に高さ。それから今先申されました障害物の調査、これまでも含まれております。そういう打作業がこの今の都計道路の打作業というふうになつております。

18番～道路が都計による道路が今後の予算面において、この審議されている予算年度において大体確定するんだと云うことで期待してよい訳ですか。そうなると、いきおい道路の幅員とか、或は又先き程の一級質問にもありました様に色々の住民の声とか、或はその他の障害になる様なことも多々あつたと思ひますが、世論の中にですか。果してこの作

業において**松**打するという段階で可能かどうか。その前に道路の変更
 かれこれはないかどうか。或はこの道路の**松**打作業を測量を始めるに
 おいて、何らかの方法でその地域住民に対する説得、或は理解を進め
 るための方法を講じておられるかどうか。すぐいきなり現地に出向い
 て、ここは道だから測量するんだというふうなお考えでするつもり
 であるかどうか。このへんと説明願います。

建設課長～一応測量に入る前に我々としては、その地域について特にこの**松**
 打ち作業は区画整理を施行する範囲を主に見ている訳であります。それ
 で区画整理の説明と現在の都計のあり方の説明を持って、**松**打ちをし
 たいというふうに考えております。それから**松**打ちの結果住民の色々
 の考え方によりまして変更はないかというご意見であります。変更
 と云うよりも、むしろ測量しまして後、ずらすと云うふうに対しては
 そう時間はかからない訳であります。だから一べん測量しましたら、
 その少々ずれは簡単に行く訳であります。だから無だになる様なこ
 とはないと考えております。

16番～役所費の中のドラック（ピクアップ）の関係は保険はやつてありま
 すけれども、建設課の車は何故にあちらに片付けないのか、保険料が
 加算するのか、その理由です。

助 役～建設課のピクアップについてはやつてあるんですが、トラックの方
 は考えられておりません。

16番～役所費の中に保険料があるけれども、建設課の車が保険かけてない理
 由は？

課 長～前へ進めてよろしゅうございますか。（進行と呼ぶ）

課 長～次は第5款の社会及び労働施設費について質疑を行います。

課 長～暫休憩致します。（午後3時31分）

課 長～再開致します。（午後3時35分）

11番～1項の32億の補助金についてご質問致します。あそび場設置補助金
 が4ヶ所分となっておりますが、各部落から申込みが出された場合に
 どういうふうに査定なされましたか。ご説明願います。

5 番～6項の負担金及び補助金、その中の市体協に対する1,400ドルこれを
 計上してありますが、前年度の体協支出内訳を検討された上での計上
 でありますか。ご説明願います。前年度じやありません。本年度ので
 す。

業において打するという段階で可能かどうか。その前に道路の変更
かれこれはないかどうか。或はこの道路の打作業を測量を始めるに
おいて、何らかの方法でその地域住民に対する説得、或は理解を進め
るための方法を講じておられるかどうか。すぐいきなり現地に向い
て、ここは道だから測量するんだというふうなお考えでするつもり
であるかどうか。このへんを説明願います。

建設課長～一応測量に入る前に我々としては、その地域について特にこの打
ち作業は区画整理を施行する範囲を主にしている訳であります。それ
で区画整理の説明と現在の都計のあり方の説明を持って、打ちをし
たいというふうに考えております。それから打ちの結果住民の色々
の考え方によりまして変更はないかという意見をありますが、変更
と云うよりも、むしろ測量しまして後、ずらすと云うふうに対しては
そう時間はかからない訳であります。だから一ぺん測量しましたら、
その少々のずれは簡単に行く訳であります。だから無だになる様なこ
とはないと考えております。

16番～役所費の中のトラック（ピクアップ）の関係は保険はやつてありま
すけれども、建設課の車は何故にあちらに片付けないのか、保険料が
加算するのか。その理由です。

助 役～建設課のピクアップについてはやつてあるんですが、トラックの方
は考えられておりません。

16番～役所費の中に保険料があるけれども、建設課の車が保険かけてない理
由は？。

議 長～前へ進めてよろしゅうございますか。（進行と呼ぶ）

議 長～次は第5款の社会及び労働施設費について質疑を行います。

議 長～暫休憩致します。（午後3時31分）

議 長～再開致します。（午後3時35分）

11番～1項の32窟の補助金についてご質問致します。あそび場設置補助金
が4ヶ所分となつておりますが、各部落から申込みが出された場合に
どういふふうに変定なされましたか。ご説明願います。

5 番～6項の負担金及び補助金、その中の市体協に対する1,400ドルこれを
計上してありますが、前年度の体協支出内訳を検討された上での計上
でありますか。ご説明願います。前年度じやありません。本年度の
です。

- 助 役～支出内訳の方は検討されておりますが、
- 5 番～体協から当局に対して補助金交付についての願い方があつたと思われ
ますが、ありませんが、
- 助 役～ございました。
- 5 番～その場合に別に資料の提出もなく、口頭か、或は文書であつたのか
その辺の事情の説明をお願いします。
- 助 役～文書でなされております。
- 5 番～文書でなされておる。只補助金を交付してくれといった様な内容の陳
情書であつたんですか、又交付してもらいたい補助金の一定の金額を
表示しての陳情であつたかどうか。
- 助 役～予算と共に要請されております。
- 5 番～新年度予算案を添えての陳情書であつた訳ですか、本年度の予算執行
状況に関する説明書は添付されてなかつたですか。
- 助 役～その方は添付されておられません。
- 5 番～常職で考えられるのは、この予算に関連して体協の新年度予算の参考
書として添付すべきだと思いますが、何故提出されてないですか。
- 助 役～この方は前に財政委員会の方で答弁しました様に予算審議までに提出
しますという旨でお答えしましたが、課の方に準備しておく様
に云うてありますですが、まだ出してないんですが、多分出来ておる
んじゃないかと思つております。これが出来たら取りに行つておる
様でございまして暫くお待ち願いたいと思ひます。
- 5 番～これは執行当局の内部の話でありますか、まだ出来てないというのは
執行部の話しです。結局ここに審議にまき合して提出するために今準
備進めつつある訳ですか。
- 助 役～これは私が委員会の方でお答え申しました時に課の方には指示して、
予算審議までには提出してもらふようにといいつけてありますが、今
この問題が出てから課長席はずしてありますので、多分取りにじやな
いかと思つております。
- 5 番～ですから財政委員会でそういう事を確かに伺いた様な記おくがありま
すが、ないもんだから今私は質問している訳であります。

助 役～支出内訳の方は検討されておりますが、

5 番～体協から当局に対して補助金交付についての願ひ方があつたと思われ
ますが、ありましたか、

助 役～ございました。

5 番～その場合に別に資料の提出もなく、口頭か、或は文書であつたのか
その辺の事情の説明をお願いします。

助 役～文書でなされております。

5 番～文書でなされておる。只補助金を交付してくれといった様な内容の陳
情書であつたんですか。又交付してもらいたい補助金の一定の金額を
表示しての陳情であつたかどうか。

助 役～予算と共に要請されております。

5 番～新年度予算案を添えての陳情書であつた訳ですか。本年度の予算執行
状況に関する説明書は添付されてなかつたですか。

助 役～その方は添付されておりません。

5 番～常識で考えられるのは、この予算に関連して体協の新年度予算の参考
書として添付すべきだと思いますが、何故提出されてないですか。

助 役～この方は前に財政委員会の方で答弁しました様に予算審議までに提出
しますという何んもお答えしましたですが、課の方に準備しておく様
に云うてありますですが、まだ出してないんですが、多分出来ておる
んじゃないかと思つております。これが出来たから取りに行つておる
様でございますので暫くお待ち願ひたいと思ひます。

5 番～これは執行当局の内部の話でありますか。まだ出来てないというのは
執行部の話です。結局ここに審議にまゝに合して提出するために今準
備進めつつある訳ですか。

助 役～これは私が委員会の方でお答え申しました時に課の方には指示して、
予算審議までには提出してもらふようにといいつけてありますが、今
この問題が出てから課長席はずしてありますので、多分取りにじやな
いかと思つております。

5 番～ですから財政委員会でそういう事を確かに聞いた様な記おくがありま
すが、ないもんだから今私は質問している訳であります。

10番～失業対策事業費について質問致します。失業対策費の場合は6,738ドル計上されておりますが、政府の補助金の対象は5,600になつております。この差はどのような意味でこういう差が出たか、を説明願います。

助 役～お答えします。この方は従来の方は失業対策事業費は全額政府負担というふうな何んぞございまして、今年度から政府の内示がございまして人員の方とそれと資材費の方で内示が来っておりますが、この内示によりますと政府の方が80%、それから市町村の方で20%を掛つた様になつております。それでその外に今度は現場監督の何んについては全額市町村持ちだというふうになつておるんです。それとこの予算に計上してありますのは原材料費の方に1,000ドルというのは、市独自の原材料費として組まれておる訳でございまして、結局は賃金の方の現場監督外の3,740ドルと云うのは、80%が政府、20%が市と云うことになります。それから次の消耗品の185ドルも、これは専ら賃金として80%は政府、20%は市町村というふうにして、それから26節の原材料費の方は今先き申し上げました様に1,000ドルは市独自の費用でございまして、1,190ドルの内80%は政府、20%は市ということになつております。保険料の方は全面市の負担ということになつております。

10番～政府に申請したものと、こつちにあるのは原材料が相当額の開きが出ておる訳ですが、そこで政府に提出する場合には、その見積がくるつておつた訳ですか。

助 役～そうじやございませぬです。この方は失対事業費の方は、失業者及収というのが事業でありまして、工事費じやございませぬので、しかし本市の場合には、これは出来るだけ形の残る様な仕事をやつてもらつた方がいんじやないかという何んぞ道路の維持補修関係に主に及収しておる訳でありまして、そういう場合においては、政府としては労務費の20%しか資材費としては支給しておりませぬので、又こつちの方は単なる失業及収策だけじやなくして、形として工事も加味してやつておりますので、そこにおのずから原材料費が重みますので、市の独自の何んとして1,000ドルは余方に計上してある訳でございまして、これだけ政府の方に申請しての結局政府としては、労務費の20%しか資材費としては支給しない様になつておる訳であります。

7番～この点に質問致します。失業対策事業費として、事業としてだと思ひますが、この点を説明願います。

助 役～この方はですか、年度締め前に政府の方に4半期に分けてどういう事業をやりたいということを出してある訳でございまして、こつちとしましては、主に道路の維持補修関係にやつております。

7番～どこという場所も決められておりますか。

10番～失業対策事業費について質問致します。失業対策費の場合は6,738ドル計上されておりますが、政府の補助金の対象は5,600になつております。この差はどのような意味でこういう差が出たか、ご説明願います

助 役～お答えします。この方は従来の方は失業対策事業費は全額政府負担というふうな何んでございまして、今年度から政府の内示がございまして人員の方とそれと資材費の方で内示が来ておりますが、この内示によりますと政府の方が80%、それから市町村の方で20%を持つ様になつております。それでその外に今度は現場監督の何んについては全額市町村持ちだというふうになつておるんです。それとこの予算に計上してありますのは原材料費の方に1,000ドルというの、市独自の現場監督外の3,740ドルと云うのは、80%が政府、20%が市ということになります。それから次の消耗品の185ドルも、これは事務費として80%は政府、20%は市町村というふうにして、それから26箇の原材料費の方は今先き申し上げました様に1,000ドルは市独自の費用でございまして、1,190ドルの内の80%は政府、20%は市ということになつております。保検料の方は全面市の負担ということになつております。

10番～政府に申請したものと、こつちにあるのは原材料が相当額の開きが出ておる訳ですが、そこで政府に提出する場合には、その見積がくるつておつた訳ですか。

助 役～そうじやございませんです。この方は失業対策費の方は、失業者及取というのが事業でありまして、工事費じやございませんで、しかし本市の場合は、これは出来るだけ形の残る様な仕事をやつてもらつた方がいいんじゃないかという何んで道路の維持修繕関係に主に及取しておる訳でありまして、そういう場合においては、政府としては労務費の20%しか資材費としては支給しておりませんので、又こつちの方は単なる失業及取策だけじやなくして、形として工事も加味してやつておりますので、そこにおのずから原材料費が重みますので、市の独自の何んとして1,000ドルは余方に計上してある訳でございまして、これだけ政府の方に申請しての結局政府としては、労務費の20%しか資材費としては支給しない様になつておる訳であります。

7番～この点に質問します。失業対策事業費として、事業としてだと思ひますが、この点ご説明願います。

助 役～この方はですか。年度始め前に政府の方に4半期に分けてどういう事業をやりたいということを提出してある訳でございまして、こつちとしましては、主に道路の維持補修関係にやつております。

7番～どこという場所も決められておりますか。

助役～場所も決めて一昨年当りまでは場所決まらんでやつておりましたですが、今は政府の方でもつて事前に事業まで示して申請する様になつておりますので、箇所も示しております。

議長～留休憩致します。(午後3時54分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

8 番～4目のセイ神病者保護費に210ドル計上されておりますが、この内よ
32節の補助金に費計費だといふことにはなつておられますが、昨今よ
く社でもかといわゆる社会的な病者などいふた入院な精神病者
つてですが、本市には病者が何名かあるのか、それか
ういつたが、何名に何名かあるのか、それか
ありませう、何名に何名かあるのか、それか
拘束所設置補助100\$といつたもの
の程今後保護拘束所といつたもの
云つた面に対して一応を説明願

助役～精神病者の人数については、課の方で調査申でございまして、ま
まとまつていないんじゃないかと思つておられますので、数字は
しておられません、それから保証の方では生活困難をゆうの方
つしませれば保証の方でございまして、入院を何する場合は
生活保護費との別借でございまして、その場合に特にならざる
のは大体の家賃が困りまうか、何にたつておられるか、結
だけ補助費出すことが出来ないと、かつた方が出院の世話を
入院をさせることが出来ないと、かつた方を出院の世話を
算の方をその方が補助して入院をさせたいやうな方を出院
でございまして、この方は、この方は、この方は、この方は
から監置所の何は、この方は、この方は、この方は、この
すの保体所認可によつて設置されるか、大體ひん困る
きから申上げておられます、拘束所の方でございまして、
ありませう、拘束所の方でございまして、
ふうな場合がありませう、
にして数字を取つて

8 番～この精神病者は承知の通り相当段階があると思つて、特に心配
するの命に危を冒すか、承知の通り相当段階があると思つて、特に
つたものは、警備もあつて、承知の通り相当段階があると思つて、
るといふ重か、拘束所、
ことですか、拘束所、

助 役～場所も決めて一昨年当りまでは場所決まらんでやつておりましたですが、今は政府の方でもつて事前に事業までも示して申請する様になつておりますので、箇所も示しております。

議 長～暫休憩致します。(午後3時54分)

議 長～再開致します。(午後3時55分)

8 番～4目のセイ神病者保護費に210ドル計上されておりますが、この内32萬の補助金は役所計費だということになつておりますが、昨今よく社会でも問題になります。このセイ神病者のいわゆる野放しによつてですか。いわゆる社会的ないろいろな批判をよく聞くのであります。本市においてはこのセイ神病者がどういつた様な精神病者がどういつた様な精神病者が何名おるか。更にここに入院補証費50\$とありますが、何名に対する補証費であるのか。それからその下の保護く東所設置補助100\$となつておるんだが、どう云う精神病者をどうの程度の今後保護く東所といつたものに対して補助をやるのか。こう云つた面に対して一応を説明願います。

助 役～精神病者の人数については、課の方で調査中でございますので、まだまとまつていないんじゃないかと思つておりますので、数字は持ち合せておりません。それから補証費の方は生活困きゆうの方とタイアツブしますれば補証費の方がいらぬ訳でございますが、この方は生活保護費との別個でございますので、入院を何する場合には補証費の方がいる訳でございます。その場合に特にそういう過程におきまされては大體の家ていが困きゆう的の何様なつておりますので、結局それだけの補助費出すことが出来んで、こつちの方が入院の世話をして入院をさせることが出来ないことがあつた訳でございます。この予算の方もそういう何んで補助費の方を出せない家ていについての保証をこつちの方が補助してそして入院をさせようとするふうな考えでありまして、この方は1件を対象にしてある訳でございます。それから監置所の方の何は、この方は監置所の方は保健所の認可になりますので、保健所の認可によつて設置される訳でございます。先きから申上げております様に、そういう家てい大體ひん困の家ていもありませんか。く東所の方も自分の力ではどうしても出来ない云うふうな場合がありませんかという何んで数字の方は一ヶ所の方を対象にして数字は取つてある訳でございます。

8 番～この精神病者は承知の通り相当段階があると思ひます。特に心配するのは人名に危害を加ふる悪なそういう精神病者ですか。こういつたものは警察も当局ももち論問題でそれ相応の精神病者を入院させるという1つの設備もあるでしょうが、どつちかといいますと人権のそんな重から見まして、これはどうもその精神病者であることですか。すぐく東所としてこのく東所ですか。これに入れること

も考えられると思うんですが、どうしてもその**必**悪な非倫にタチの悪い
 そういふ者が何名あるか、それでこの予算に計上されたからには過
 去一年においてとういつたものの取支額にどういふふうになつて
 いるか。

✓ 助 役～その**紳**族の何は従前もございました。この**拘**束所の問題は先きおつし
 やられた様に人権関係とか何とかがございまして、結局は警察の方か
 らこの保健康所の方で認可するようになっておりますので、**拘**束関係は
 そしてもこの世話をし人達がこの**拘**束所の方に入れると云うことであ
 つても結局は保健康所の認可がなければ**拘**束することは出来ない様にな
 つております。そう云う関係でこの**拘**束所の何については、必ずから裏
 制されて来る訳であります。この方は64年度においては、**保**健康費の
 方も1件じやなかつたかと思つておりますですが、又この**拘**束所の方
 も1件じやなかつたかと思つております。こつちの65年度予算も突進の方
 は先き申し上げました通りに今調査中でございまして、どうなつて
 あるか、数字は持つておりませんが、こつちも1件ずつとして予
 算としては設置してある訳であります。

15番～5款の1目生活保護費の減額になつたり、それから災害救助費の134
 平の減額になつておるのを説明願います。

10番～扶助費の中ば車借料が入つておりますが、どういふものにお使ひで
 しょうか。

助 役～これは私の方からお答えします。リバック物資の配給のための車借上
 貸でございまして。

10番～これからすれば毎月12\$の車借料を出してゐるという計算になりま
 すが12\$ということは何合ですか。

民生課長～一年にです。

10番～一年に12\$ですか、これは外の課の持つておる車ではまに合致な
 訳ですか。

助 役～先きの15番さんの問いにお答えします。この方は扶助費の方では前
 年度と同じ付んで減つてはおりません。それから災害救助費の方で減
 つておりますが、この方は減つておりますのは職員手当の方とそれか
 ら借料及び賃料の車借料の方が費目存置になつておるといふのと、そ
 れから職員手当の方が減になつておるといふふうになつておりまして
 対外的な問題としては減にはなつておりません。

15番～それから2項のですか、社会事業費というのがありますが、これにつ
 いて説明願います。

も考えられると思うんですが、どうしてもその悪な非常にタチの悪い
そういう者が何名おるか、それでこの予算に計上されたからには過
去一ヶ月においてこういつたものの収支額はどういうふうになつてい
るか。

助 役～その幹旋の何は従前もございました。このく東所の問題は先きおつし
やされた様に人権関係とか何とかがございまして、結局は警察の方か
らこの保健所の方で認可するようになっておりますので、く東関係は
そしてこの世話を見る人達がこのく東所の方に入ると云うことであ
つても結局は保健所の認可がなければく東することは出来ない様にな
つております。そう云う関係でこのく東所の何については自ずから規
制されて来る訳であります。この方は64年度においては、補託費の
方も1件じやなかつたかと思つておりますが、又このく東所の方
も1件じやなかつたかと思つております。こつちの65年度予算も突態の方
は先き申し上げました通りに今調査中でございますので、どうなつて
おるか。数字は持つておりませんが、こつちも1件ずつとして予
算としては設置してある訳であります。

15番～5款の1目生活保護費の減額になつたり、それから災害救助費の134
ドルの減額になつておるのをご説明願います。

10番～扶助費の中に車借料が入つておりますが、どういふものにお使いでし
ようか。

助 役～これは私の方からお答えします。リバウク物資の配給のための車借上
賃でございます。

10番～これからすれば毎月12\$の車借料を出しているという計算になりま
すが12\$ということは何台ですか。

民生課長～一年にです。

10番～一年に12\$ですか。これは外の課の持つておる車ではまに合わない
訳ですか。

助 役～先きの15番さんの問いにお答えします。この方は扶助費の方では前
年度と同じ何んで減つてはおりません。それから災害救助費の方で減
つておりますが、この方は減つておりますのは職員手当の方とそれか
ら借料及び賃料の車借料の方が費目存置になつておるといふのと、そ
れから職員手当の方が減になつておるといふふうになつておりまして
対外的な問題としては減にはなつておりません。

15番～それから2項のですか。社会事業費というのがありますが、これにつ
いてご説明願います。

助 役～社会事業費の方は児どう福祉、それから、ろう人福祉、身体障害福祉、精神病者保護費、それから行路病し人取扱費、それから共同地費とそれに社会教育費というふうなるつの項目に分れておまして、結局は各福祉法によつてどうしても市としても、これだけの何はやらなければならぬと云うふうな何からしまして、予算を組んである訳でございます。

3 番～1.1節の1,092ドルと正月及びぼん用の~~差~~同員代というふうになっておりますが、これは生活困きゆう者に対する正月物資の配給だとは思いますが、この根きよは政府が調査なされた生活困きゆう者の範囲であるか、或は市の独自でもつてこの家ていはそれに該当するという様な算定でこれだけ分出されておるのか、あくまでも政府の職員が調査した範囲の生活保護費であるのか、それをご説明願います。

助 役～この方は政府の方で検討しております。生活扶助世帯とそれから市町村独自で見えております。困きゆう者の方に該当させております。そして生活困きゆう者の方でも政府の方からも毎月いくらかの生活、これは現物でございますが、リバツク物資の何んとして毎月めんどろを見られておる何んでございます。

3 番～大体政府の調査過程と一致している様にあるのだが、市強自体としての調査はしてないですか。

助 役～市自体としてやつておりますが、政府の方は生活扶助世帯しかやつておりません。こつちの方は困きゆう者方までやつております。

3 番～困きゆう者の方は政府はぜんぜん見ないと云うんですか、ある程度見えておるんじゃないですか。

助 役～だからこつちの調査によつて政府の方はやつておる訳でございます。しかし扶助世帯については直接政府の方が認定している訳でございます。

3 番～これは社会事業費であります。児どう福祉費の方で作文とか、圖画作文のコンクールということですが、学校を通してやつておるんですが、家ていを通してやつておるんですか。

助 役～学校を通してやつておます。

3 番～学校を通してやつておるんだつたら、当然教育委員会の問題になると思んですが、この見解です。それと今各部署で働く婦人が託児所みた様に個人的託児所みた様な所に子供をあづけてやつている所が相当あると思うんですが、その事実は市強はつかんでおりますか、市は当然分つておると思んですが。

助 役～社会事業費の方は児どう福し、それから、ろう人福し、身体障害福し、精神病者保護費、それから行路病し人取扱費、それから共同ほ地費とそれに社会教育費というふうな8つの項目に分れておりまして、結局は各福し法によつてどうしても市としても、これだけの何はやらなければならぬと云うふうな何からしまして、予算を組んである訳でございます。

3 番～11箇の1,092ドルと正月及びぼん用しや間員代というふうになつておりますが、これは生活困きゆう者に対する正月物資の配給だとは思いますが、この根きよは政府が調査なされた生活困きゆう者の範囲であるか、或は市の独自でもつてこの家ていはそれに該当するという様な算定でこれだけ分出されておるのか、あくまでも政府の職員が調査した範囲の生活保護家ていであるのか、それをご説明願います。

助 役～この方は政府の方で検討しております。生活扶助世帯とそれから市町村独自で見えております。困きゆう者の方に該当させております。そして生活困きゆう者の方でも政府の方からも毎月いくらかの生活、これは現物でございますですが、リバツク物資の何んとして毎月めんどろを見られておる何んでございます。

3 番～大体政府の調査過程と一致している様にあるんだが、市独自体としての調査はしてないですか。

助 役～市自体としてやつておりますですが、政府の方は生活扶助世帯しかやつておりません。こつちの方は困きゆう者方までやつております。

3 番～困きゆう者の方は政府はぜんぜん見ないと云うんですか。ある程度見えておるんじゃないですか。

助 役～だからこつちの調査によつて政府の方はやつておる訳でございます。しかし扶助世帯については直接政府の方が認定している訳でございます。

3 番～次は社会事業費であります。児どう福し費の方で作文とか、園画作文のコンクールということですが、学校を通してやつておるんですが、家ていを通してやつておるんですが。

助 役～学校を通してやつております。

3 番～学校を通してやつておるんだつたら、当然教育委員会の問題になると思んですが、この見解です。それと今各部落で働く婦人が託児所みた様に個人的託児所みた様な所に子供をあずけてやつている所が相当あると思んですが、その事実は市融はつかんでおりますか。市は当然分つておると思んですが。

助 役～今の所キアワチしておりません。

3 番～キアワチしてない、その中に我々の附近にも2～3ヶ所ありますが、~~少ない~~所は5名、多い所は14～15名おられるもありませんが、~~ハハ~~或は少
しあいう施設自体が非常に危ない所もあるんですが、~~ハハ~~或は
非衛生的な所もあるし、ある程度指導の必要があるんじゃないかと
個人的にはやっているんだが、いろいろ見ると福しやないかと
かんばんを掲げて予算を立てておられますもの、その面を復う方法は
ないかどうか、当然そういう面にもたへ個人でやるのが市民のそ
ういう働く来ている子供達をみかると云う間でありまして、あ
る程度の指導助言は必要でないかと思いますが、当局はどうお考
えますか。

助 役～託児所の問題については、当局としましては出来るだけ設置の方向に
向って調査研究を進めておる訳でございます。それから個人の方の何思
につきましては、この方は多分認可制になつておるんじゃないかと思
つておりますので、そうなる結局当然政府の方との関係が出て来る
んじゃないかと思つておりますが、こつちの方としては。

3 番～個人としてやつた場合でございますか。結局個人でやつておるから我々は編
知しないと云うもので、ある程度の衛生的指導或はあそび場的助言
とかそういうものは出来ないものか。

助 役～だからその面につきましては、結局は先き申上げます様に認可制が
取られておるんじゃないかと思つております。

3 番～認可がなければ我々は分らないと云う意味ですか。
見ておつても市内でそういう施設があつても？

助 役～だからその面については、こつちとしては指導助言という立場では、
ちよつと考えられないんじゃないかと思つております。外の面でした
らともかくですが、~~オ~~指導助言という立場にはちよつと？

3 番～認可うけるように指導は必要かも知れませんが、しかし実際は個人で
やつておる。しかし指導一つもやらんで放置するということは、ちよ
つと好ましくないと思んですが。

助 役～だからそういう何んではございますですが、しかし公の何んとして指
導助言というふうになりますと、その対象じゃないんじゃないかと考
えられる訳でございます。しかしまだはつきりしたことはつかんでお
りませんので、調べて見たいと思います。

3 番～じやら項の負担金及補助金の件で負担金であります。こつちに上げ
られた相当の負担金が上つておるんですが、我々が目を通してこれ
~~とことにおるもんがあらんよう~~

助 役～今の所キヤツチしておりません。

3 番～キヤツチしてない。その中に我々の附近にも2～3ヶ所ありますが、少ない所は5名、多い所は14～15名おる所もありますが、しかしああいふ施設自体が非常に危ない所もあるが、セカセ或は非衛生的な所もあるし、ある程度指導の必要があるんじゃないかと、個人的にはやつているんだが、こういう児どう福しという様な大きな看板を掲げて予算を立てておりますもの、そういう面に使う方法はないかどうか。当然そういう面にもたとへ個人でやるが、市民のそういう働く家ていの子供達をあずかると云う機関でありますので、ある程度の指導助言は必要でないかと思ひますが、当局はどうお考えですか。

助 役～託児所の問題については、当局としましても出来るだけ設置の方向に向つて調査研究を進めておる訳でございます。それから個人の方の何につきましては、この方は多分認可制になつておるんじゃないかと思つておりますので、そうなると結局当然政府の方との関係が出て来るんじゃないかと思つておりますが、こつちの方としては、

2 番～個人としてやつた場合にですか。結局個人でやつておるから我々は偏知しないと云うもので、ある程度の衛生的指導或はあそび場的助言とかそういうものは出来ないものか。

助 役～だからその面につきましては、結局は先き申し上げます様に認可制が取られておるんじゃないかと思つております。

3 番～認可がなければ我々は分らないと云う意味ですか。
見ておつても市内でそういう施設があつても？

助 役～だからその面については、こつちとしては指導助言という立場では、ちよつと考えられないんじゃないかと思つております。外の面でしたらともかくですが指導助言という立場にはちよつと？

3 番～認可うけるように指導は必要かも知れませんが、しかし実際は個人でやつておる。しかし指導一つもやらんで放置するということは、ちよつと好ましくないと思ひますが。

助 役～だからそういう何んではございますですが、しかし公の何んとして指導助言というふうになりますと、その対象じゃないんじゃないかと考えられる訳でございます。しかしまだはつきりしたことはつかんでおりませんので、調べて見たいと思ひます。

3 番～じや6項の負担金及補助金の件で負担金であります、こつちに上げられた相当の負担金が上つておるんですが、我々が目を通してこれ

~~はどこにあるもんかやらんよう~~

はどきにあるもんか分らんようなもんです。金額が小さいから負担金をそろう計上してあるものであるか、当然負担しなけりやいかん義務あるもんであるか、同じ様なし体不自由児協会とか、精神薄弱児育成会とか、同じ神橋病院でも結かく予防協会と似た様な団体は沢山ある訳です。だからそろう面はどうか、これ負担金を負わなけりやいかんという訳でこつち計上してあるか、それから沖繩人権協会というのはこれは始めてであるんですが、どこにあるもんであるか、新聞ではよく見ますが、どういふ関係が市町村との関係があるのか、負担しなけりやいかん義務があつてこつちやつたものであるか、その点どういふ関係で予算に計上されたのか。

助 役～この方につきましては、負担金であるかどうかという件につきましては別と致しまして、負担行為につきましては市町村会の方で、市町村長側の方が特別委員会を設けまして、審議してこれこれについては負担すべきであるというふうな何んで歩調をそろえてやつておる様格好であります。今年度の何としましては、新しく出来た分については極力負担しないというふうな方針が取られておるようでございます。

3 番～じやこの中でですか、子供を守る会とか、これはどこにありますか、沖繩じ一たい工連合会、精神衛生協会、それからし体不自由児協会、精神薄弱児育成会ですか、それから郵便貯金払戻獲得期間成会とこれはどこにある団体であるか。

議 長～暫休憩致します。(午後4時15分)

議 長～再開致します。(午後4時30分)

議 長～答弁を求めます。

民生課長～11番さんの質問にお答えします。これは予想しているものでありまして現に申請されたものではありません。4ヶ所位い考えておる訳です。

11番～私が申し上げたのは、各方面から相当申請があると思うんですが、そういった場合の査定の方法はどういふふうにして決めたかと云うことです。

民生課長～この場合部費負担として50ですか、こつちからの補助として50というふうにして考えております。

11番～私の質問はそういう訳じやありません。仮に市内から10ヶ所出た場合どういふふうにして査定するかと云うことです。領の問題ではございません。

はどこにあるもんか分らんようなもんですが、金額が小さいから負担金をそういう計上してあるものであるか。当然負担しなけりやいかん義務あるもんであるか。同じ様なし体不自由児協会とか、精神薄弱児青育成会とか、同じ沖繩病院会でも結かく予防協会と他にた様な団体は沢山ある訳です。だからそういう面はどういうふうにしてこれ負担金を負わなけりやいかんという訳でこつちに計上してあるか。それからこれ沖繩人権協会というのはこれは始めてであるんですが、どこにあるもんであるか。新聞ではよく見ますが、どういう関係が市町村との関係があるのか。負担しなればいかん義務があつてこうやつたものであるか。その点どういう関係で予算に計上されたのか。

助 役～この方につきましては、負担金であるかどうかという件につきまして、は別と致しまして、負担行為につきましては市町村会の方で、市町村長側の方が特別委員会を設けて、審議してこれこれについては負担すべきであるというふうな何んで歩調をそろえてやつておる様な格好でありまして、今年度の何としましては、新しく出来た分については極力負担しないというふうな方針が取られておるようでございます

3 番～じゃこの中ですか、子供を守る会とか、これはどこにありますか。沖繩ビーティー工連合会、精神衛生協会、それからし体不自由児協会、精神薄弱児育成会ですか。それから郵便貯金払戻獲得期開成会とこれはどこにある団体であるか。

議 長～暫休憩致します。(午後4時15分)

議 長～再開致します。(午後4時30分)

議 長～答弁を求めます。

民生課長～11番さんの質問にお答えします。これは予想しているものでありまして現に申請されたものではありません。4ヶ所位い考えておる訳です。

11番～私が申し上げたのは、各方面から相当申請があると思うんですが、そういう場合の査定の方法はどういうふうにして決めたかと云うことです。

民生課長～この場合部落負担として50ですか。こつちからの補助として50というふうにして考えております。

11番～私の質問はそういう訳じやありません。仮に市内から10ヶ所出た場合どういうふうに変定するかと云うことです。額の問題ではございません。

民生課長～それはその大體対象がです、施設になりませう、それでその施設と申す
しませうと、機械ばうで、それからすべり合、ローリーとか、そういう
た何を見まして委託をして、これが先にすべきだというふうな何で、
その人件費だけ負担をする訳です、

11番～それから、例えば4ヶ所これからなつてゐる訳でしょう、仮りに5ヶ
所、6ヶ所出た場合、2ヶ所は削らなければいけません、その
辺の方法です、どういふふうに検討するかという私の質問です、

民生課長～それは工器具費等も提出される訳です、それで現在必要であるか
その度合いですか、考慮に入れて選定する訳です、

11番～別にございませぬか、これだけですか、

民生課長～はい、

19番～今11番さんが聞いたんですけれども、私もよつとよく然として、それ
をはつきりお聞きしたいんですが、例えば10ヶ所の部落からです、
それなりのいわゆる申請書が出ておきます、設計とか、或は自己負担
とか、そういうものが出来た場合にいわゆる市としては、これは
240\$だと先程は一ヶ所に50\$は市が負担してとおつしやつて
おりました、50\$ということになると、これは何んですか
この40\$は余る訳ですか、そうすると50\$ということになると、
その50\$資本がつぶれる訳ですけれども、そのいわゆる選定をする
場合にです、基準というものが確かにあると、思ふんです、結局はそこ
の需要度ですか、それから利用する子供等の数とか、施設の
色々あると、思ふんですが、その差は適当にやりますか、それとも
そういうものも加味してですか、部落のいわゆる負担金の問題とか、
或は施設の設備の状況とか、そういうものはどういふものを基準に
おいて決定されるかと云うことです、

民生課長～対象になりませうのは、今先き申し上げましたローリーとか、すべり合
とか、機械ばうですか、そういうものばかりです、それでその需要
度といひますか、必要の度合をよく考慮に入れてですか、しかやつて
おられません、それに前つき加えたいことは、政府からのあそび場設
補助金というものもある訳です、だから必しも次年度市が考へて
いる4ヶ所という様な何んではあります、政府の方からは、これは
設置補助の何はある訳です、政府の場合ですか、向こうの補助金
がその経費の60%そして前市が30%、

19番～政府のことは結構ですが、だから先程から申し上げる様にそれは当然
補助の対象になるものは、すべり合とか、鉄ばうとか、そういうこと
もよく解つております、ですけれども大體一応その補助申請というも

民生課長～それはその大体対象がです。施設になります。それでその施設と申せ
しますと、機械ばうで、それからすべり台、シーリーとか、そういう
た何を見まして委託をして、これが先にすべきだというふうな何で、
その人件費だけで負担をする訳です。

11番～それから、例えば4ヶ所これからなつている訳でしょう。仮りに5ヶ
所、6ヶ所出た場合、2ヶ所は削らなければいけない訳でしょう。そ
の辺の方法です。どういふふうに検討するかという私の質問です。

民生課長～それは工事見積書等も提出される訳です。それで現在必要であるか
その度合いですか。考慮に入れて選定する訳です。

11番～別にございせんか。これだけですか。

民生課長～はい。

19番～今11番さんが聞いたんですけれども私ちよつとばく然として、それ
をはつきりお聞きしたいんですが、例えば10ヶ所の部落からです。
それなりのいわゆる申請書が出ております。設計とか、或は自己負担
とか、そういったものが出て来た場合にいわゆる市としては、これは
240\$だと先き程は一ヶ所に50\$は市が負担してとおつしやつて
おりましたが、50\$ということになると、これは何んですか
この40\$は余る訳ですか。そうすると50\$ということになると、
その50\$資本がつぶれる訳ですけれども、そのいわゆる選定をする
場合にです。基準というのが確かにあると思ふんです。結局はそこ
の需要度ですか。それから利用する子供等の数とか、施設の原料とか
色々あると思ふんですが、その差は適当にやるんですか。それともそ
ういったものも加味してですか。部落のいわゆる負担金の問題とか、
或は施設の設備の状態とか、そういったものはどういふものを基準に
おいて決定されるかと云うことです。

民生課長～対象になりますのは、今先き申上げましたシーリーとか、すべり台
とか、機械ばうですか。そういったものがあります。それでその需要
度と申しますか。必要の度合をよく考慮に入れてですか。しかやつて
おりません。それに尚つき加えたいことは、政府からのあそび場設置
補助金というものもある訳です。だから必ずしも次年度が市が考えて
いる4ヶ所という様な何んではあります。政府の方から、これは
設置補助の何はある訳です。政府の場合ですか。向こうの補助金がそ
れの経費の60%そして尚市が30%。

19番～政府のことは結構ですが、だから先程から申し上げる様にそれは当然
補助の対象になるものは、すべり台とか、鉄ぼうとか、そういうこと
もよく解つております。ですけれども大体一応その補助申請というも

のはです。例年5月今年の場合確か3月だつたと思ひます。それまで一応その補助申請は出ておると思ふんですが、出ておりませんか。

民生課長～新年度のものとしては出ておりません。

19番～待つて下さい。結局次年度の予算編成をするために、従来までは5月までにそういった補助申請をするようにという、各これは行政区に指示されておりましたか。今年の場合は5月じやなくて3月までにこれを提出するようにということとは連絡されている訳ですか。だのに~~提出~~今年の場合はその申請はなにかという訳ですか。次年度のものは、

民生課長～まだです。

19番～これはそうするというとむじゆんしませんか。1応あるものは補助申請は3月までにやりなさい、というのを全然それもないけれども、現在までにはそれが無い、にもかかわらずこれは継続されている。

民生課長～話し合いによつてですか。了承されているものであります。各区のそれぞれ、あそび場をよく回つて見たらです。これも必要だというよう所がある訳です。補助金の申請の種類上の例は出ておりませんが、

19番～はい、そうなればです。先つき貴方方がおつしやつたことはむじゆんすると思ふんですが、確定してはいないであらうけれども、大体どこそこというところは、それは基準はあればこそです。本予算にも出ておるんです。これはどこですか。

民生課長～今考へておられますのが、我相番ですか。それに縣歌、大謝名、それから伊佐です。

議 長～暫休憩致します。(午後4時35分)

議 長～再開致します。(午後4時40分)

助 役～この方は課の方で仕事は進めておられますが、設置場所関係とそれから定期関係の面をもう一応検討してからじゃなければという何んで当初予算には組んでおりません。

15番～事業計画としては進めておられますか。

助 役～はい、調査研究はまださせておる観でございます。

議 長～次は6款の保健衛生費の質疑を行います。

のはです。例年5月今年の場合には確か3月だつたと思います。それまでに一応その補助申請は出ておると思うんですが、出ておりませんか。

民生課長～新年度のものとしては出ておりません。

19番～待つて下さい。結局次年度の予算編成をするために、従来までは5月までにそういつた補助申請をするようにという。各これは行政区に指示されておりますか。今年の場合には5月じやなくて3月までにこれを提出するようにということは連絡されている訳ですか。だのに掲わらず今年の場合にはその申請はなかつたという訳ですか。次年度のものは。

民生課長～まだです。

19番～これはそうするというとむじゆんしませんか。一応あるものは補助申請は3月までにやりなさい。というのを全然それもないけれども、現在まではそれが無い。にもかかわらずこれは継続されている。

民生課長～話し合いによつてですか。了承されているものであります。各区のですか。あそび場をよく回つて見たらです。これも必要だというよう所がある訳です。
補助金の申請の書類上の何は出ておりませんが、

19番～はい。そうなればです。先つき貴方がおつしやつたことはむじゆんすると思んです。確定してはいないであらうけれどもです。大体どこそこということは、それは基準はあればこそです。本予算にも出ています。これはどこですか。

民生課長～今考えておりますのが、我如古ですか。それに聶敬。大謝名。それから伊佐です。

議長～暫休憩致します。(午後4時35分)

議長～再開致します。(午後4時40分)

助役～この方は課の方で仕事は進めておりますが、設置場所関係とそれから運用関係の面をもう一応検討してからじやなければという何んで当初予算には組んでおりません。

15番～事業計画としては進めておりますか。

助役～はい。調査研究はまださせておる訳でございます。

議長～次は6款の保健衛生費の質疑を行います。

12番～2項の~~と~~場員の中の8篇の報償費指導員の謝礼金というのはどういうものですか。

助 役～この方は検査委員の方の謝礼金として組んである訳であります。この方は生産貿易部面と、それからと場関係の何を見ておられますので、時間外的な何もございまして、別にこのそういう何については政府の方でめんどろを見られておりませんので、市の方でめんどろを見て行くというふうだ、これは例年通りの何としてやっております。

19番～1項の伝染病予防費についてお聞き致します。これの伝染病予防費の中ですか。その5篇ですか。職員手当241ドル前年度においてはこれは51ドルが一~~元~~これが4倍なつていますか。その5篇ですか。それと又見た場合にいわゆる先程これは15番さんからもありまして、た標に2,695ドルといった様な減額されておる。しからば健康都市宣言をするという事自体市民の保健衛生というのが、最つとも大事である事を保たれることが、即ち健康都市宣言 ~~だと思つて~~ だと思つても、であるのかかわらず予算がほぼ半減するということは、どうも健康都市宣言をあと数日後に控えて、どうも理解に苦しむ訳です。そういう一様大まかな点から、そしてこの職員手当なるものの50ドルが240ドル、一きり倍になつたその理由先づ一つお願ひします。

助 役～お答えします。この職員手当の方は従前と今と変りはございせんですが、この市に議決して頂きました特殊勤労手当の方をこつちに計上してある訳であります。それから保健費の方で減になつておりますのは主に政府関係でもつてやっております。この集積検しん。それから接種ですか。その方手数料の方が無料になつた関係で減になつております。それから消毒費の方で減になつておりますのは、主に補助金の方でございませうですか。この方は土木事業の一環として又都市計画との関連して土木費の方でやらしてもらおうという何んで減にしております。

16番～19番さんとの関連して質問致します。一項の2目の方が環境衛生費から消毒費に変わつております。先きの19番さんとの関連する件でございませうが、今から健康都市宣言をして十二分なるこの啓もう宣言をやるうと云うのかかわらず、消毒費の方が前年度よりも約1,200ドル削減されております。又その中を見るといふと報償制度、優良保費とか保健指導員手当とか、そういうふうなのが削減されておりますけれども、実際問題今から健康都市宣言をやるうとして、啓もう宣言もやるうという最中において何故報償費を削つたのかどうか、それから名称の問題環境衛生費という名称であつたのが消毒費に変わったかどうか、どうかその点お伺ひしたいと思ひます。

12番～2項の場費の中の8箇の報償費指導員の謝礼金というのはどういうものですか。

助 役～この方は検査委員の方の謝礼金として組んである訳であります。この方は生産貿易部面と、それから場関係の何を見ておりますので、時間外的な何もございまして、別にこのそういう何については政府の方でめんどろを見られておりませんので、市の方でめんどろを見て行くというふうに、これは例年通りの何としてやつております。

19番～1項の伝染病予防費についてお聞き致します。これの伝染病予防費の中のですか。その5箇ですか。職員手当241ドル前年度においてはこれは51ドルが一。これが4倍なつていますか。その5倍ですか。それと又見た場合にいわゆる先程これは15番さんからもありました様に2,695ドルといった様な減額されておる。しからは健康都市宣言をするという事自体市民の保健衛生というのが、最つとも大事である健康が保たれることが、即ち健康都市宣言ですか。予だと思ふんです。であるのかかわらず予算がほぼ半減するということは、どうも健康都市宣言をあと数日後に控えて、どうも理解に苦しむ訳です。そういう一様大まかな点から、そしてこの職員手当なるものの50ドルが240ドル、一き5倍になつたその理由先ず一つ々願ひします。

助 役～お答えします。この職員手当の方は従前と今と変りはございせんんですが、この前に議決して頂きました特殊勤務手当の方をこつちに計上してある訳であります。それから保健費の方で減になつておりますのは主に政府関係でもつてやつております。この集団検しん。それから接種ですか。その方の手数料の方が無料になつた関係で減になつております。それから清掃費の方で減になつておりますのは、主に補助金の方でございまして。この方は土木事業の一還として又都市計画との関連して土木費の方でやらしてもらおうという何んで減にしてあります。

16番～19番さんとの関連して質問致します。一項の2目の方が環境衛生費から清掃費に変つております。先きの19番さんとの関連する件でございまして、今から健康都市宣言をして十二分なるこの啓もう宣言をやろうと云うのかかわらず、清掃費の方が前年度よりも約1,200ドル削られております。又その中を見るといふと報償制度。優良保濟賞とか保健指導員手当とか、そういうふうなのが削られておりますけれども實際問題今から健康都市宣言をやろうとして、啓もう宣伝もやろうという最中において何故報償費を削つたのかどうか、それから名称の問題環境衛生費という名称であつたのが清掃費に変つたかどうか、どうかその点お伺ひしたいと思います。

助 役～名称の問題については別にこれという何はございません。それから減つておりますのは先きも申上げました通り補助金関係の方が減つておる訳でございます。

16番～補助金

助 役～はい、環境衛生費として取つてあるんですが、今度は清掃費になつておりますですね、そして清掃費の中には備置費も一語に加わえられておる訳です、それで主に減になつておる何は補助金でございます。先き申上げた通り郡計と土木の面でもつて、これはやつてもらおうといふ何んでやつておる訳です、と申上げますのは排水関係の悪い何んでございまして、当然これは土木の方が見るべきじゃないかと又どおるかといへばこの補助金のあり方からして、こまぎれ補助金というのは困るんじゃないかという見解で、そういうふうにしてあります。それから熊原郡市算との関連につきましては、先き申上げました通りに算そのものについてはこれは、これから事業費が主になつて来るんじゃないかと思ひますが、事業費については当初予算の方には減んでございません。

16番～それじやあの2目の方でございますが、予算編成のあり方からして備置費の方もござつちやにして、この目の中におり込んである称でございまして、それが正しい予算編成のあり方でございまして、消耗品とか或は報償費、燃料費とかといつたのは備置費の中にですか、目を掛けて備置費の中に織り込むべきじゃないかといつた感じがいたしますけれど、その見解についてお伺いいたします。

助 役～名称の問題については別にこれという何はございません。それから減つておりますのは先きも申し上げました通り補助金関係の方が減つておる訳でございます。

16番～補助金

助 役～はい、環境衛生費として取つてあるんですが、今度は清掃費になつておりますですね、そして清掃費の中には需要費も一諸に加わえられておる訳です。それで主に減になつておる何は補助金でございます。先き申し上げた通り都計と土木の面でもつて、これはやつてもらおうという何んでやつておる訳です。と申し上げますのは排水関係の悪い何んでございますので、当然これは土木の方が見るべきじゃないかと又どちらかといえばこの補助金のあり方からして、こまぎれ補助金というのは困るんじゃないかという見解で、そういうふうにしてあります。それから健康都市宣言との関連につきましては、先き申し上げました通りに宣言そのものについてはこれは、これから事業費が主になつて来るんじゃないかと思ひますが、事業費については当初予算の方には組んでございません。

16番～それじゃあの2目の方でございますが、予算編成のあり方からして需要費の方もござつちやにして、この目の中におり込んである称でございますが、どれが正しい予算編成のあり方でございますか、消耗品とか或は報償費、燃料費とかといったのは需要費の中にですか、目を設けて需要費の中に織り込むべきじゃないかといった感じがいたしますけれど、その見解についてお伺いいたします。

助 役～別にこの方は先き目の方の振り替えの何んと、振り替える時にも申上げました通りに、これという訳で振り替えてある訳ではございません。借入金としてあるべきじゃないかというふうな何んどございますが、この方については、これから検討して行きたいと思っております。

19番～先き程助役は健康都市宣言とこれとは全然関係はないと、健康都市そのものはいわゆる外の土木費で云々とおつしやておりましたが、それじゃ来たる7月1日の健康都市宣言というのは只単なる空宣言にするということですか。

助 役～この方は先きから申上げます様に、健康都市に関連しての事業費というのは多々あるんじゃないかと考えられる訳であります。その方は午前中の委員会活動との関連も出て来るんじゃないかと思っておりますが、そういう何んからして事業費的の何は委員会活動の一環としてでも是非やつてもらつて、そして予算の方にも盛り上げて行こうという何んど、この当初予算に計上してございませぬので、今は宣言そのものは7月1日というふうになつておりますのですが、それまでの事業費の方の目安がついておりませぬので、当初予算としては出してないというだけでございます。

19番～要するに結論から申上げますと、7月1日には宣言はするけれども実際は内容は整っておりませぬので、結論からいふならば空宣言ということになる訳ですね。

助 役～事業費としての何は持つておりませぬ。

1 番～只今の問題と関連して質問いたします。要するに現時点においては事業の目安がついていないので、予算に計上しないということは、即ちその事業の目安がつけば予算に更正で計上して事業をどんどんやつて行かれるという御見解というふうに受け取っておりますが、そうですか。

助 役～そうでございます。

1 番～しからばその事業の目安がついた場合には予算の裏付けはですね、財源はどこから持つて来るか分らないでしょう。

助 役～財政の方は今の所目安は大体的所はついておりませぬ。

1 番～ついてますか。もし差しつかえなければ1つ具体的に御説明願いたいと思ひます。

助 役～この方は64年度の追加予算の方でやつた方がいいんじゃないかというところにも一応はなつておりませぬんですが、しかし事業費の関係になりますと、どうしても今先申上げた通りに委員会活動の方でも

助 役～別にこの方は先き目の方の振り替えの何んと、振り替える時にも申上げました通りに、これという訳で振り替えてある訳ではございません
需要費としてあるべきじゃないかというふうな何んでございますが、
この方については、これから検討して行きたいと思っております。

19 番～先き程助役は健康都市宣言とこれとは全然関係はないと、健康都市そのものはいわゆる外の土木費で云々とおつしやておりましたが、それじゃ来たる7月1日の健康都市宣言というのは只単なる空宣言にするということですか。

助 役～この方は先きから申上げます様に、健康都市に関連しての事業費というのは多々あるんじゃないかと考えられる訳であります。その方は午前中の委員会活動との関連も出て来るんじゃないかと思っておりますが、そういう何んからして事業費的の何は委員会活動の一環としてでも是非やつてもらつて、そして予算の方にも盛り上げて行こうという何んで、この当初予算に計上してございませぬので、今は宣言そのものは7月1日というふうになつておりますのですが、それまでに事業費の方の目安がついておりませぬので、当初予算としては出してないというだけでございます。

19 番～要するに結論から申上げますと、7月1日には宣言はするけれども実際は内容は整つておりませぬので、結論からいふならば空宣言ということになる訳ですね。

助 役～事業費としての何は持つておりませぬ。

1 番～只今の問題と関連して質問いたします。要するに現時点においては事業の目安がついていないので、予算に計上しないということは、即ちその事業の目安がつけば予算に更正で計上して事業をどんどんやつて行かれるという御見解というふうに受け取つておりますが、そうですか

助 役～そうでございます。

1 番～しからはその事業の目安がついた場合には予算の裏付けはですね。財源はどこから持つて来るか分らないでしょう。

助 役～財政の方は今の所目安は大体の所はついておりませぬ。

1 番～ついてますか。もし差しつかえなければ1つ具体的に御説明願いたいと思います。

助 役～この方は64年度の追加予算の方でやつた方がいいんじゃないかということにも一応はなつておりませぬですが、しかし事業費の関係になりますと、どうしても今先申上げました通りに委員会活動の方でも

つて編も決めて頂かなければという考えてまだそういう目安まで行つておりませんので、そして宣言の費用については64年度の方で準備される分もございませう。それから新年度の方でやらなければいかなる何も出て来るんじゃないかと思っておりますが、この方は追加更正でもやつて行きたいというふうに考えておりました、何故追加更正でやらなければいかなるかは、結局事業費の問題については額の方も何も又どういふ事業ということもまだはつきりこう訂立してありませんので、結局は当初予算の方にも組んでないし、又追加更正としてもやられてないというふうなかつこうでございませう。

1 番～はつきり申し上げますと、予算に計上してないということは事業をやる意欲がないというふうに考えての質問だと私は受け取っておりますが、しかし事業をやる意欲はあると、その目安がはつきりした場合は財源の裏付けも出来るというふうなことをおつしやつておりますが、まだその財源裏付けのですね、根拠がすつきりしない訳です。

助 役～財源の裏付けにつきましては、結局は64年度で当然追加更正されるべきこの特別交付税の方が4,000万もございませうので、当然これは繰越されていくべき性質のものになりますので、そういう何がございませう

1 番～そういたしますと、現時点であらかじめ予測出来る財源があるんだと、それを繰越して行くというお考えでございませうね。

助 役～そうでございませう。

1 番～何故ですね、現予算におり込まれなかつたかという問題です。

助 役～現予算を組まざる場合においては、そういう予測までは出来なかつたんですよ。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時55分)

議 長～再開いたします。(午後4時58分)

18 番～いわゆる質問を通して答弁も出ると思っておりますが、まだキヤッチしておりませんので、今一応お伺いいたします。健康都市宣言とは別としまして保健衛生費の場合に市の予算を通じていわゆる市のかけ声によつて各区の清掃の週間を設けてされての現況であります。その場合に市の予算から市の予算を通じて清掃について要する費用の予定金額が含まれているかどうか、その中に私が申上げるのは清掃週間と設けて市の本どしとして全市民がある程度一挙にですね、時を同じくして清掃週間が設けられる例年の通りにですね、確かこういう場合運搬などに要する費用など、その場合に市の予算を通じてその清掃日に予定さ

つて繰も決めて頂かなければという考えでまだそういう目安まで行っておりませんので、そして宣言の費用については64年度の方で準備される分もございませう。それから新年度の方でやらなければいかなる何も出て来るんじゃないかと思っておりますが、この方は追加更正でもやつて行きたいというふうに考えておられて、何故追加更正でやらなければいかなるかというのは、結局事業費的問題については額の方も何も又どういふ事業ということもまだはつきりこう打ち立てておりませんので、結局は当初予算の方にも組んでないし、又追加更正としてもやられてないというふうなかつこうでございませう。

1 番～はつきり申し上げますと、予算に計上してないということは事業をやる意欲がないというふうに考えての質問だと私は受け取っておりますがしかし事業をやる意欲はあると、その目安がはつきりした場合は財源の裏付も出来るというふうなことをおつしやつておりますが、まだその財源裏付のですね。根拠がすつきりしない訳です。

助 役～財源の裏付につきましては、結局は64年度で当然追加更正されるべきこの特別交付税の方が4,000 \$もございませうので、当然これは繰越されていくべき性質のものになりますので、そういう何がございませう

1 番～そういたしますと、現時点であらかじめ予測出来る財源があるんだけれど、それを繰越して行くというお考えでございませうね。

助 役～そうでございませう。

1 番～何故ですね、現予算におり込まれなかつたかという問題です。

助 役～現予算を組まざる場合においては、そういう予測までは出来なかつたんですよ。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時55分)

議 長～再開いたします。(午後4時58分)

18 番～いわゆる質問を通して答弁も出ると思っておりますが、まだキマッちゃっておりませんので、今一応お伺いいたします。健康都市宣言とは別としまして保健衛生費の場合に市の予算を通じていわゆる市のかけ声によつて各区の清掃の週間を設けてされての現況であります。その場合に市の予算から市の予算を通じて清掃について要する費用の予定金額が含まれているかどうか、その中に私が申上げるのは清掃週間と設けて市の本としとして全市民がある程度一挙にですね。時を同じくして清掃週間が設けられる例年の通りにですね。確かこういう場合運搬などに要する費用など、その場合に市の予算を通じてその清掃日に予定さ

れる金が含まれているかどうか、含んでおりましたら御指摘願います。

助 役～助成の金は含まれておりません。

18番～この中にあります所の伝染病予防費の中の借料及び損料とか或は又薬品代それはいかなる性質のであるか。

助 役～この方は直接役所の施行の費用というふうになる訳でございます。

18番～役所の施行の費目というのは具体的にどういうものですか。

助 役～この借料関係になりますと清掃週間において、役所の方が車を借りて各部署の方へ、それから八夫賃にしましてもそういうふうなかつところにならなっています。それから薬品もそういう何んで、今の所は配るというふうになる訳です。

助 役～私が申上げるのは、そういうものを通じて清掃をさせた、させたんだが限定された地域は薬品もうく、そうでない所はほつたらかしというふうなことかどうかですね。全体的に市の車を回わしていわゆるちりを処理してやるというふうなことです。

助 役～清掃週間においては全地域を対象にしてやりたいと思っております。

18番～そうなると今後の市の行事としての清掃週間の場合にはちりを収集した場合においてはその収集の車をそのまま役所から回して来るんだというふうにして理解していい訳ですか。

助 役～出来るだけそういうふうな今までもやつております。

議 長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

18番～もう一つおききします。市の音頭を取つて清掃週間を設けられる場合に各区においてちりを収集した場合は、その収集費用その物の代品、各損料ですね、借料ですね、そういう借料は市の予算でされているかどうかですね。

助 役～その方は市の予算ではやられておりません。直接車を回してやる訳でございます。部署が借りた何に対して補助は出してはおりません。

れる金が含んでいるかどうか。含んでおりましたら御指摘願います。

助 役～助成の金は含まれておりません。

18番～この中にあります所の伝染病予防費の中の借料及び損料とか或は又薬品代それはいかなる性質のであるか。

助 役～この方は直接役所の施行の費用というふうになる訳でございます。

18番～役所の施行の費目というのは具体的にどういふものですか。

助 役～この借料関係になりますと清掃週間において、役所の方が車を借りて各部落の方へ、それから人夫賃にしましてもそういうふうなかつころになつています。それから薬品もそういう何んで、今の所は配るといふかつころになる訳です。

助 役～私が申上げるのは、そういうものを通じて清掃をさせた、させたんだが限定された地域は薬品もろく、そうでない所はほつたらかしというふうなことかどうかですね。全体的に市の車を回わしていわゆるちりを処理してやるというふうなことです。

助 役～清掃週間においては全地域を対象にしてやりたいと思つております。

18番～そうなると今後の市の行事としての清掃週間の場合にはちりを収集した場合においおいてはその収集の車をそのまま役所から回して米るんだというふうにして理解していい訳ですか。

助 役～出来るだけそういうふうな今までもやつております。

議 長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

18番～もう1つおききします。市の音頭を取つて清掃週間を設けられる場合に各区においてちりを収集した場合は、その収集費用その他の代品、各損料ですね。借料ですね、そういう借料は市の予算でされているかどうかですね。

助 役～その方は市の予算ではやられておりません。直接車を回しておる訳でございます。部落が借りた何に対して補助は出してはおりません。

18番～だから区においてはもち論区の予算で持つておる訳ですが、その予算
でする所もあるし又市の車が直接回つて来て市の車で運搬したことが
あるんだと、そういうふうなのを通じて、いわゆる清掃週間の場合に
予算を通じて、各区で持つた所のちり処理収集に借料及び損料の計
にそれも含まれておるかという意味です。

助 役～含まれておりません。

18番～そうならば、今の助役の答弁では直接車を回しているというのはどう
いう意味ですか。

助 役～需要に応じて市の方から回しております。

18番～今後はそういうふうに市に連絡すればちり処理にそのまま市が回して
くれるんですか。

助 役～今後というなんじやなくして、今までもやられております。

18番～薬品代について御説明願います。この薬品費に過去もそうでありまし
たが、清掃をした清掃した所の後の処理いわゆる消どく、その場合に
薬品のさん布をしたんだがその薬品が各区においては非常に足りな
いと、この場合に今までもありましたが、リ、リ、チ、とかそういう
たのを購入されて清掃したあとの消どく薬として欲しいんだという
ようなことも申上げたつもりですが、この予算にある所の薬品はそ
れに当てるというそういう前提であるかどうか、この薬品代は。

助 役～そういう積りであります。

18番～そういうふうな100\$でもつて健康都市宣言をするんだという考え
で清掃を済ませた後、消どく用の薬品として100\$であるかどうか

助 役～その方については検討しておりません。

18番～この薬品の100\$は各区においても市に連絡すれば、この薬品から
消どく用の薬品として回してもらうんだというふうなことがいえる訳
ですわね。

助 役～そうでございます。

3番～左程の健康都市の場合には特別に外に財源をもつ考えがあるというこ
とであります。2項の清掃費の方で、この予算を見た場合には非常
にこの消極的な予算じゃないかとゾクゾク思っております。それについて
本市が清掃法がしかれて住民がまだ市になつてから不徹底な所がたく

18番～だから区においてはもち論区の予算で持つておる訳ですが、その予算でする所もあるし又市の車が直接回つて来て市の車で運搬したことがあるんだと、そういうふうなのを通じて、いわゆる清掃週間の場合に予算を通じて、各区で持つた所のちり処理収集に借料及び損料の計算にそれも含まれておるかという意味です。

助 役～含まれておりません。

18番～そうならば、今の助役の答弁では直接車を回しているというのはどういう意味ですか。

助 役～需要に応じて市の方から回しております。

18番～今後はそういうふうに市に連絡すればちり処理にそのまま市が回してくれるんですか。

助 役～今後というなんじやなくして、今までもやられております。

18番～薬品代について御説明願います。この薬品特に過去もそうでありましたが、清掃をした清掃した所の後の処理いわゆる消どく。その場合に薬品のさん布をしたいんだがその薬品が各区においては非常に足りないと、この場合に今までもありましたが、リ、リ、テ、とかそういうたの購入されて清掃した場々の消どく薬として欲しいんだというふうなことも甲上げたつもりですが、この予算にある所の薬品はそれに当てるといふそういう前提であるかどうか、この薬品代は。

助 役～そういう積りで纏ります。

18番～そういうふうな100\$でもつて健康都市宣言をするんだという考えで清掃を済ませた後、消どく用の薬品として100\$であるかどうか

助 役～その方については検討しておりません。

18番～この薬品の100\$は各区においても市に連絡すれば、この薬品から消どく用の薬品として回してもらふんだというふうなことがいえる訳ですわね。

助 役～そうでございます。

3 番～先程の健康都市の場合には特別に外に財源をもつ考えがあるということですが、2項の清掃費の方で、この予算を見た場合には非常にこの消極的な予算じゃないかと、思っております。それについて本市が清掃法がしかれて住民がまだ市になつてから不徹底な所がたく

山あると思いますが、それについて広報活動の必要はないかどうかです
すね。今住民地帯において養けんとかそういうのをいとなんで、将来
都市になつた場合にそれじやいかんとか、そういう面の或はこのそう
いう問題についてはどうするとかいう様なことがすね。相当これは清
掃法が適用されて一応は住民に趣旨徹底の必要があると思つてですが
そういう面の広報活動とか宣伝費がないのはどういふ点でございま
すか。やらんでもいいというんですか、予算に組まないと無理である
かです。そういう必要は認めますか。

助 役～それはお話の通りでございます。それから宣伝費用の何んにつきます
ては都市宣言の何んについては64年度予算でやりたいと思つております

3 番～これは別個に考えてもいいんですが、この部分の。

助 役～部分については、その都度そういう何んでもつて。

3 番～それは予算にはないが、どうして実施なさるんですか。

助 役～関連せんでも出来る部面が出て来るんじゃないかと思つております。

3 番～しかし予算を持たんとそういう検討も仕事もそれ相当の宣伝活動を超
旨徹底させて、汚物の処理とか、そういうものも今から健康都市とい
う様な、向うは宣言しての市の方は別個でしかしてこういう清掃法はい
かなるもんであるか、或は健康都市になるにはどうすればいいかとい
う問題はあれでいいかも知れませんが、しかしこの2項自体の予算執
行においては、そういう面が非常に必要でないかと思つてますが、そ
の点について、今必要だというんですが、後で検討するというのは、

助 役～その方につきましては、特にそういう面でもつて民衆の方に一人増員
してそういう活動を一応やつてもらふべきと見做してあるんです。

3 番～職員ですか、

19番～それは各部署の自治会長の協命にお話しがあつた様でございますが、
いわゆるちりの処理という面から各いわゆる部署からして呉れと申請
があつた場合にそのちりの処理をするためのそのドラムかんですね、
それを配つて上げるということを開いた訳なんです、それは現年度
予算の32節の1,400 \$という補助金から出してあるんですか。

助 役～そうでございます。

19番～今後はそれだけにとどまらず更に今後そういった健康都市と環境衛生
を整備するという面から考えた場合にそういったいわゆる施設は特に

山あると思いますが、それについて広報活動の必要はないかどうかです
ね。今住居地帯において養けんとかそういうのをいとなんで、将来
都市になった場合にそれじやいかんとか。そういう面の或はこのそう
いう問題についてはどうするという様なことがですね。相当これは清
掃法が適用されて一応は住民に趣旨徹底の必要があると思うんですが
そういう面の広報活動とか宣伝費がないのはどういふ理由でござ
いますか。やらんでもいいというんですか、予算に組まてない理由で
あるかですね。そういう必要は認めますか。

助 役～それはお説の通りでございませう。それから宣伝費用の何んにつ
きましては都市宣言の何については64年度予算でやりたいと思つてお
ります

3 番～これは別個に考えてもいいんですが、この部分の。

助 役～部分については、その都度そういう何んでもつて。

3 番～それは予算にはないが、どうして実施なさるんですか。

助 役～関連せんでも出来る部面が出て来るんじゃないかと思つてお
ります。

3 番～しかし予算を持たんとそういう検討も仕事もそれ相当の宣伝活
動を趣旨徹底させて、汚物の処理とか、そういうものも今から健康都市とい
う様な、向うは宣言しての市の方は別個でしかしこういう清掃法はい
かなるものであるか、或は健康都市になるにはどうすればいいかとい
う問題はあれでいいかも知れませんが、しかしこの2項自体の予算執
行においては、そういう面が非常に必要でないかと思うんですが、そ
の点について、今必要だというんですが、後で検討するというのは。

助 役～その方につきましては、特にそういう面でもつて民生の方に一人増
員してそういう活動を一応やつてもらふべきく処置してある訳です。

3 番～職員ですか。

19 番～それは各部落の自治会長の場合にお話しがあつた様でござい
ますが、いわゆるちりの処理という面から各いわゆる部落からして呉れと申請
があつた場合にそのちりの処理をするためのそのドラムかんですね、
それを配つて上げるということ聞いた訳なんです、それは現年度
予算の32節の1,400 \$という補助金から出しておるんですか。

助 役～そうでございませう。

19 番～今後はそれだけにとどまらず特に今後そういった健康都市と環境衛生
を整備するという面から考えた場合にそういったいわゆる施設は特に

必要でありかつ又その宣言のあり方からして、特に重要だと思ふだけけれども、今度の予算の場合はそれが全然見あたらないのはどういう意味ですか。

助 役～その面につきましては、取得の個について政府を通じて軍の方に依頼してある訳でございますが、種たる回答はまだ得ておりません。

19番～と申しますのは、もつぱらただでもらつえるという予想でございますか。

助 役～今の所はそういう個でございます。

19番～それは前にそいつた実績でもございますか。

助 役～実績はこれから初めてですが、まだ実績はございません。

19番～それじや一応軍とそいつた問題でいわゆる交渉されたことはございますか。

助 役～この方は親善委員会を通じてひ行揚部隊の方には2～3回にわたつて申入れてあります。その外に今度は政府を通じて公衆衛生部の方に申替してあります。

19番～その目途については、

助 役～目途についてはまだ確答は出きません。

19番～あいにく分らないという訳ですね。前年度の予算には1,400 \$組んでいわゆるそいつた設備的に環境衛生を整備して行こうという様な意欲的な所があるけれども現実においてはそいつた意欲がとどまらなかつてしまつて現在は放置されてしまつてあると、そいつた結果になりませんが、出来なかつた場合はどうしますか。

助 役～この問題については又別の角度からいたしまして、結局は仮り集積所或はちりばこというふうな何の設置の場合でありまして、結局は単独で市自体で持つてから、ずつと清掃の面どうを見ろということはまだやられておらんで、業者の方にこの委託してあります。関係で業者とのつながりも出て来ますので、単なる施設を設けるだけでは解決しないんじゃないかという見解で、今の所そいつた面までは設置されておられません。

19番～業者との問題ももま臨んで来るんでしようけれども、結局今の所ですね、いわゆるそいつたを処理そのものは、いわゆる区画整理がさ

必要でありかつ又その宣言のあり方からして、特に重要だと思っただけけれども、今度の予算の場合はそれが全然見あたらないのはどういう意味ですか。

助 役～その面につきましては、取得の何について政府を通じて軍の方に依頼してある訳でございますが、確たる回答はまだ得ておりません。

19番～と申しますのは、もつぱらただでもらつえるという予想でございますか。

助 役～今の所はそういう何んでございます。

19番～それは前にそういった実績でもございますか。

助 役～実績はこれから初めてですが、まだ実績はございません。

19番～それじゃ一応軍とそういった問題でいわゆる交渉されたことはございますか。

助 役～この方は親善委員会を通じてひ行場部隊の方には2～3回にわたつて申入れてあります。その外に今度は政府を通じて公衆衛生部の方に申請しております。

19番～その目途については。

助 役～目途についてはまだ確答は出きません。

19番～あいにく分らないという訳ですね。前年度の予算には1,400 \$組んでいわゆるそういった積極的に環境衛生を整備して行こうという様な意欲的な所があるけれども現実においてはそういった意欲がとう結してしまつて現在は放置されてしまつてあると。そういった結果になりますが、出来なかつた場合はどうしますか。

助 役～この問題については又別の角度からいたしまして、結局は仮り集積所或はちりばこというふうな何の設置の場合でありまして、結局は単独で市自体で持つてからに、ずつと清掃の面どうを見るということはまだやられておらず、業者の方にこの委任しております。関係で業者とのつながりも出て来ますので、単なる施設を設置するだけでは解決しないんじゃないかという見解で、今の所そういう面までは設置されておられません。

19番～業者との問題もち論出て来るんでしようけれども、結局今の所ですね、いわゆるそういったちり処理そのものは、いわゆる区画整理がさ

れていないために車が入らないという訳で、そういつた処理自体がスムーズに行かないという事です。そして各家で出ていくおいてこう取り扱って結果的にはそういつた業者も利用出来なくて近いつ山に捨てるといふのが、現状である。しかしながらそれをこういつた環境衛生のよう化といふ一つの施策をもつてそういつたいわゆる取捨策ですね。それさえこうおけばですね、4、5件で1個といふ工合にいわゆる車が入る道路の側にですね、置くことによつて自らちりの処理といふのは必ずしも出る訳ですよ、そういつた見地からしてこの1,400\$といふ本年度の予算はあると、そう私は詳しくくしております。しかしながら来年度においては健康都市宣言をするんだといふんだけれど、そういうふうなものには全然考慮されてない、今の話しを聞くといふと全然まだ確定的ではないんだと、只軍からもらえるであろうといふ様なですね、その消極的な考え方ですね。それと反面においては健康都市宣言をするんだと相当ピーアールしてんだけれども、内容自体は出来てないといふ様な始末である。

12番～ちり処理場の問題について質問します。一応は健康都市宣言にもななで、ちり処理場を設置すると、そういうふうな話しがございましたがこの予算を見ますと、ちり処理場の工事費或はその中の100\$は計上されるべきだと考えております。その点を御説明願います。

助役～ちり処理場の何んにつきましては、施設方針の時にも市長の方から発表があつたんじゃないかと思つておりますが、この件につきましては処理場の問題としては土地の近衛中でありますして貸借の関係じやなくして取得といふふうなかつこうで今進めておりますので、まだその目的途がつかつておりませので、予算対策はまだたててございません。

5番～只今助役の説明の中でですね、取得を前提として近衛中であるといわれましたが、そういうあれですか。それは場所はどこですか。

助役～今の何んとしては着想としては真志喜の方でございます。

5番～真志喜の自治会長に海岸の所の主として真志喜の所有である所の、その場所に宜野湾市のちり処理場のために使用させてくれといふふうな相談があるが、それに対して真志喜区民としてどう考えておるか、その返事してくれといふ通知があつたらしいんですが、そういうふうに通格されたですか。

助役～使用の件については、別ですが土地の問題については聞いております

5番～今の説明によりますと、結局取得したいという訳でありますね。

れていないために車が入らないという訳で、そういつたちり処理自体がスムーズに行かないということです。そして各家でい、家でいにおいてこう積り積つて結局果的にはそういつた乗者も利用出来なくて近い山に捨てるといのが、現状である。しかしながらそれをこういつた環境衛生のじよう化という一つの施策をもつてそういつたいわゆる收拾策ですね。それさえこうおけばですね、4、5件で1箇という工合にいわゆる車の入る道路の側にですね。置くことによつて自らちりの処理というのはでぎすね出来る訳ですよ、そういつた見地からしてこの1,400 \$という本年度の予算はあると、そう私は解しやくしております。しかしながら次年度においては健康都市宣言をするんだというんだけれど、そういうふうなものは全然考慮されてないと、今の話しを聞くというと全然まだ確定的ではないんだと、只軍からもらえるであろうといった様なですね、その消極的な考え方ですね。それと反面においては健康都市宣言をするんだと相当ビイーアールしていらっしゃるけれども、内容自体は出来てないという様な始末である。

12番～ちり処理場の問題について質問します。一応は健康都市宣言にちなんで、ちり処理場を設置すると、そういうふうな話しがございましたがこの予算を見ますと、ちり処理場の工事費或はその中の100 \$は計上されるべきだと考えております。その点を御説明願います。

助役～ちり処理場の何んにつきましても、施設方針の時にも市長の方から発表があつたんじゃないかと思つておりますが、この件につきましてもは処理場の問題としては土地の折衝中でありまして賃借の関係じやなくして取得というふうなかつこうで今進めておりますので、まだその目録途がついておりませので、予算対策はまだたててございません。

5番～只今助役の説明の中でですね。取得を前提として折衝中であるといわれましたが、そういうあれですか。それは場所はどこですか。

助役～今の何んとしては着想としては真志喜の方でございます。

5番～真志喜の自治会長に海岸の所の主として真志喜の所有である所の、その場所に宜野湾市のちり処理場のために使用させてくれというふうな相談があるが、それに対して真志喜区民としてどう考えておるか、その返事してくれという通知があつたらしいんですが、そういうふうに連絡されたですか。

助役～使用の件については、別ですが土地の問題については聞いております

5番～今の説明によりますと、結局取得したいという訳でありますね。

助 役～そうでございます。

5 番～そうすと、自治会長への連絡はその市当局が候補地として今予定しておる場所を取得したい、買い取りたいというふうな具体的に自治会長に説明してありますか。

助 役～その件は取得の問題だけについて課長の方から聞いておりますので、当然あつたものと思っております。

5 番～課長にその辺のことを詳しくお願いします。直接課長が自治会長に連絡したとすれば、連絡した内容を一つお願いします。つまりその件で自治会長にどういうふうな連絡をしたか、個人的な立場でなくて一課長の立場から。

民政課長～それは都市の宜野湾の場合海岸沿い等に真志喜の向うの下の方が、好道なその側にもマッチすると。

5 番～一寸待つて下さい。時間の関係がありますから、私の質問の範囲内に私の質問の範囲はそこを宜野湾市としては、外に場所が見あたらないのでちり処理場に使いたいからという趣向を向うにいうたのか、それとも使いたいから貸してくれんか、或は又売ってくれんか、そういう具体的な表現をなされたかどうか。それが私の質問であります。

民生課長～それ区としてのですね、適当であるかどうか、区としてはどうか考えになるか、或はですね海の干拓帯にあるので、どうしても地主としては、どういつた考えでおられるかですね。そういう様なものでは或は特にそこは市所有地というふうにした方がよいか、そうであれば買い取りたい、さもないと反対がありますならば、賃借したいというふうな内容のものでございます。

5 番～今はあなた自身の考え方を聞いている訳ではありません。自治会長に今あなたが説明された事を文書或は口頭どおだでもいいんですが、具体的にそういうことをいわれたんですか、なければ市としては買い取りたい、それがもし出来なければ賃借したいといった様な具体的な意志表示をなされましたか、自治会長にどつちでもよいです、口頭でもいいし、買い上げたい、それが出来なければ賃借してでも賃借したいということをはつきり意志表示をされた訳ですね。私がそういうのを申し上げますのは、4～5日前区で真志喜では年2回の総会をやっております。そこで6月21日だつたでか、総会がありました、その前で役員会というものもありますが、役員会にもあつたし、21日に総会はあつた訳ですが、当局からそういうふうな相談をうけているが、区としてはどういうふうにしたらいいかというふうに、自治会長が問題を投げた訳であります。そこでいろいろの角度から質問して、

助 役～そうでございます。

5 番～そうすと、自治会長への連絡はその市当局が候補地として今予定しておる場所を取得したい、買い取りたいというふうな具体的に自治会長に説明してありますか。

助 役～その件は取得の問題だけについて課長の方から聞いておりますので、当然あつたもんと思っております。

5 番～課長にその辺のことを詳しくお願いします。直接課長が自治会長に連絡したとすれば、連絡した内容を1つお願いします。つまりその件で自治会長にどのような連絡をしたか。個人的な立場でなくて一課長の立場から。

民政課長～それは都市の宜野湾の場合海岸沿い特に真志喜の向うの下の方が、好適なその何にもマッチすると。

5 番～一寸待つて下さい。時間の関係がありますから、私の質問の範囲内に私の質問の範囲はそこを宜野湾市としては、外に場所が見あたらないのでちり処理場に使用したいからという程度を向うにいうたのか、それとも使用したいから貸してくれんか。或は又売つてくれんか。そういう具体的な表現をなされたかどうか。それが私の質問であります。

民生課長～それで区としてのですね、適当であるかどうか、区としてはどうお考えになるか、或はですね海の干拓線にあるので、どうしても地主としては、どういつた考えでおられるかですね。そういう様なものですか。或は特にそこは市所有地というふうにした方がよいか、そうであれば買い取りたい。さもなければ反対がありますならば、賃借したいというふうな内容のものでございます。

5 番～今はあなた自身の考え方を聞いている訳ではありません。自治会長に今あなたが説明された事を文書或は口頭どちらでもいいんですが、具体的にそういうことをいわれたんですか、なければ市としては買い取りたい、それがもし出来なければいわゆる賃借したいといった様な具体的な意志表示をなされましたか。自治会長にどつちでもよいです。口頭にでもいいし、買い上げたい、それが出来なければ賃借してでも使用したいということをはつきり意志表示をされた訳ですね。私がそういうのを申し上げますのは、4～5日前区で真志喜では年2回の総会をやっております。そこで6月21日だつたでか、総会がありました、その前で役員会というのがありますが、役員会にもあつたし、21日に総会はあつた訳ですが、当局からそういうふうな相談をうけているが、区としてはどういうふうにしたらいいかというふうに、自治会長が問題を投げた訳であります。そこでいろいろの角度から質問して、

当局はそこを使用する場合には、ただで使用するといふのか、借りて使用するといふのかという質問に対して、自治会長はそれは分りませぬといつておられます。今私が明しな様にあなたに買いたい、出せなければ貸したいといふふうにはつきり向うにいわたといふし、喜の区の總會においての自治会長は、いわゆるそつうな、こは当局がどういふ立場で使いたいかは、全然分らないといつておりました。ところが、そこで区としてこれは区も所有者じゃなくてやはり個人々々の所有地でありますから、あくまで個人の利害関係がこれは根本問題である。そこで当局が個人の所有地の利害関係、更にそれだけじゃなくてちり処する場ということになる、所有地だけに關係しなやいで、間接的には周廻の所有者に対する種生という名称がありまそ。そこで個人の利害更に種生に支障をきたさなければ、喜の区とそは対峙しないといつた。今当局に對する区として、いわゆる見歸を今出しておられます、今参考までに申上げるんですが、重ねてお聞きしおきませんが、自治会長はそこをもし使用する場合は地主、或は区が買上げたい、出せなければ貸したいといふことは、はつきり自治会長に意志表示されている限です。

民政課長～そうです。

5番～はい分かりました。

12番～只今の課長の答弁を聞きますと、買上げ出来なければ貸借させてくれといわれております。しかし助役さんの答弁を聞きますと、貸借は考へてない、あくまでも買上げる方法を持つておるといふ御答弁でございますが、どこを使用すればいい訳ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時20分)

当局はそこを使用する場合には、ただで使用するというのが、借りて使用するというのがという質問に対して、自治会長はそれは分りませんといつております。今私が説明した様にあなたは買いたい、出来なければ賃借したいというふうにはつきり向うにいわれたというし、真志喜の区の総会においての自治会長は、いわゆるそういうふうなことは当局がどういう立場で使用したいかは、全然分らないといつておりましたが、そこで区としてはこれは区も所有者じゃなくてやはり個人々々の所有地でありますから、あくまで個人の利害関係がこれは根本問題である。そこで当局が個人の所有地の利害関係、更にそれだけじゃなくてちり処理する場ということになると、所有地だけに關係しないで、間接的には周囲の所有者に対する衛生という名称があります。そこで個人の利害更に衛生面に支障をきたさなければ、真志喜区としては反対はしないといつた様な今当局に対する区としてのいわゆる見解を今出しております、今参考までに申上げるんですが、重ねてお聞きしおきますが、自治会長にはそこをもし使用する場合には地主、或は区の意志向がそこを使用させることに承諾。そういう前提で使用する場合は買い上げたい、出来なければ賃借したいということは、はつきり自治会長に意志表示願されている訳ですね。

民政課長～そうです。

5番～はい分かりました。

12番～只今の課長の答弁を聞きますと、買上げ出来なければ賃借させてくれといわれております。しかし助役さんの答弁を聞きますと、賃借は考えてない、あくまでも買い上げる方法を持つておるといふ御答弁でございますが、どこを信用すればいい訳ですか。

議長～暫休憩いたします。(午後5時20分)

長～再開致します(午後5時27分)

議 長～次は7款の産業経済費、それから8款の財産費、10款の公債費、11款の諸支出金、12款の予備費以上の質疑を行います。

議 長～暫休憩致します。(午後5時30分)

議 長～再開致します。(午後5時32分)

18番～ひつくるめてご説明願います。選挙はないのに選挙費があるのはどういう訳か。

総務課長～じやご説明申し上げます。この選挙費の場合は選挙の実施の費用とそれから今度は選挙と云うのは法律でもつて常にその実施出来る様ないわゆる態勢それが管理委員会の中の職務でございます。その意味で通常の活動費と、それから実施の費用と2つに大別して分けられるのであります。本年度の予算項目から致しますと実施についての項目はございません。この態勢準備費としていわゆる管理委員会の通常の活動費その分についての費用でございます。

1 番～前年度より248ドルの増になっておりますがその理由についてご説明願います。

総務課長～ご説明申し上げます。選挙管理費の所で去年に比較して増になっておるといふふうなご質疑でございますが、主な増に報酬でございます。この方は従来2ドルというふうな報酬でございましたが、一様条例上にもそれ相当のいわゆる執行機関としての枠が設定されております。2款の監査委員の費目の所とも関連致しますが、一様条例をある程度基準におきまして、報酬の方も設定していきたいというふうなことで報酬の増と、それから後は職員のいわゆる増給による増、それから備要費におきまして、賞金の増がございます。この方は賞金の増がございますのは来年の3月が教育委員選挙の年でございます。それでその為今年7月15日現在で調整する選挙人名簿、この名簿がいわゆる次の7月までの間に行なわれる選挙に使われる名簿でございます。そういうふうないわゆる態勢整備の万全を期すというふうな点、大体以上の点が増額の主な増になっております。

議 長～暫休憩致します。(午後5時35分)

議 長～再開致します。(午後5時36分)

19番～12款の3項の1目事務委託費についてお伺い致します。末端行政の再編ということは経費の制限ということも一様理由になつておつたと解しております。その予算書から見ますという、その委託費そのものが前年度より2,168ドル増加していることになっております。そのご説明をお願い致します。その末端行政のいわゆる限定に関連ずけて

議 長～次は7款の産業経済費、それから8款の財源費、10款の公債費、11款の諸支出金、12款の予備費以上の質疑を行います。

議 長～暫休憩致します。(午後5時30分)

議 長～再開致します。(午後5時32分)

18番～ひつくるめてご説明願います。選挙はないのに選挙費があるのはどういう訳か。

総務課長～じやご説明申し上げます。この選挙費の場合には選挙の実施の費用とそれから今度は選挙と云うのは法律でもつて常にその実施出来る様ないわゆる態勢それが管理委員会の中の義務でございます。その意味で経常的活動費と、それから実施の費用と2つに大別して分けられるのでありますが、本年度の予算項目から致しますと実施についての項目はございません。この態勢準備費としていわゆる管理委員会の通常の活動費その分についての費用でございます。

1 番～前年度より248ドルの増になっておりますがその理由についてご説明願います。

総務課長～ご説明申し上げます。選挙管理費の所で去年に比較して増になっておるといふようなご質疑でございますが、主な増に報酬でございます。この方は従来2ドルというふうな報酬でございますが、一樣条例上にもそれ相当のいわゆる執行機関としての枠が設定されております。2款の監査委員の費目の所とも関連致しますが、一樣条例をある程度基準におきまして、報酬の方も設定していきたいというふうなことで報酬の増と、それから後は職員のいわゆる増報による増。それから需費におきまして、賃金の増がございます。この方は賃金の増がございまして、来年度の3月が教育委員選挙の年でございまして、それでその為今年7月15日現在で調整する選挙人名簿。この名簿がいわゆる次の7月までの間に行なわれる選挙に使われる名簿でございます。そういうふうないわゆる態勢整備の万全を期すというふうな点。大体以上の点が増額の主な増になっております。

議 長～暫休憩致します。(午後5時35分)

議 長～再開致します。(午後5時36分)

19番～11款の3項の1目事務委託費についてお伺い致します。末端行政の再編ということは経費の制限ということも一樣理由になっておつたと解しております。その予算書から見ますという、その委託費そのものが前年度より2,168ドル増加していることになっております。そのご説明をお願い致します。その末端行政のいわゆる限定に関連ずけて

と説明願います。

助 役～この方の増になつておりますのは、委託費の方を従来基本給の方が、
タワドもというふうになつておりましたのを40ドル今年度は計上し
ておる訳でございます。それに伴つて報償の方もいく分上がつてい
る様になつております。それから補助金の方の2,440ドルが結局は新
区が出来ましたので新区に対する64年度の追加予算にもお願いして
ありました様に借賃の補助金と、それから終区に対する事務費として
新しく年額50ドルの何を補助して行きたいとそういうふうな何が
わつて増になつております。

19番～そうしますと実質的には行政区の再編をすることによつて出費は多く
なつたという事になりますか。

助 役～数字上にはそうなつております。

3 番～只今の助役の答弁によりますと、基本給からあくまでも動かさない給
料だと我々に課しやくしておつたのですが、毎年々々これは物価によ
つて違ふもんであるかどうか、それは人口が多くなるに従つて一人当
りいくらというふうにして事務委託量が上がつていくのは当然でな
が基本給まで毎年上がつていく事はどういふ訳でそういう処置を
取つておられるかです。事務委託でありますので委託範囲を多く
仕事分量が多くなり仕事分量が多くなればそれによつて一人当り
の増しがある訳ですが基本給が上がるというのにはどう理由で基本
上げなきやいかんもんか。

助 役～この方は委託費とはなつておりますものの、ある半面今度は給与的性質
をおびておりますので結局は給与費という差で前年からベースアップ
づとの間差からして当然基本給を上げていかんじやないかという見解
に立つております。

3 番～もう一返それじやそういう様な給与的性格というのはどこから生れて
来ておる解しやくであるか、我々は事務委託の場合の或は警備の段階
からはそういう解しやくは生れて来ないと思ひますが、それともう一
つは退職補助金額を出す算定の基礎についてはどうか。

助 役～この方は名まえこそ要つておりますが、従前の何んと別に事務にお
いても又勤務状態においても要つておりません。それからどういふ
うな根きにおいてこの支出しなければいけないかというところに
ましましては委託費によりまして委託する様に委託契約が結ばれる
ようになりますのでそういう面でもつて支出しなければいけない
であります。

3 番～その時に法にも請負制度があいまいで価格が決まつたということ

を説明願います。

助 役～この方の増になつておりますのは、委託費の方を従来基本給の方が、37ドルというふうになつておりましたのを40ドル今年度は計上しておる訳でございます。それに伴つて報償費の方もいく分上がつていく様になつております。それから補助金の方の2,440ドルが結局は新区が出来ましたので新区に対する64年度の追加予算にもお願いしてありました様に借賃の補助金と、それから各区に対する事務費として新しく年額50ドルの何を補助して行きたいとそういうふうな何が加わつて増になつております。

19番～そうしますと実質的には行政区の再編をすることによつて出費は多くなつたという事になりますか。

助 役～数字上にはそんなつております。

3 番～只今の助役の答弁によりますと、基本給からあくまでも動かさない給料だと我々は解しやくしておつたのですが、毎年々々これは物価によつて違ふものであるかどうか。それは人口が多くなるに従つて一人当りいくらというふうにして事務委託量が上がつていくのは当然ですが基本給まで毎年上がつていくと解るのはどういふ訳でそういう処置を取つておられるかです。事務委託でありますので委託範囲が多くなり仕事分量が多くなり仕事分量が多くなればそれによつて一人当りのこの増しがある訳ですが基本給が上がるというのはどう理由で基本給を上げなきやいかんもんか。

助 役～この方は委託費とはなつておりますもののある半面今度は給与的性質をおびておりますので結局は給与費というたて前からしてベースアップとの関連からして当然基本給を上げていかんじやないかという見解に立つております。

3 番～もう一編それじやそういう様な給与的性格というのはどこから生れて来ておる解しやくであるか。我々は事務委託の場合の或は審議の段階からはそういう解しやくは生れて来ないと思いますが、それともう一つは退職補助金額を出す算定の基礎についてはどうか。

助 役～この方は名まえこそ変つておりますが、従前の何んと別に事務においても又勤務状態においても変つておりません。それからどういふような根きよにおいてこの支出しなければいけないかということにつきましては委託要項によりまして委託する様に委託契約が結ばれる様になりますのでそういう面でもつて支出しなければいけない様になる訳であります。

3 番～その時に法的にも請負制度があいまいで価格が決まつたということで

すつきりさせるために自治法によつたのを削つたという話しを聞いた
んですが、そうした場合にはかえつてすじが通らん様な計課になつて
かえつて元の法的にも区長というものがあつたのかえつて元の法的
すつきりした様な感じがして今法的にもなくなつたんだが、むかしの
趣旨はどうするといふやうな非常に解しやくに苦しむ訳ですが、そう
いふずつとこれが続いていつた場合にはです。何を根きよにしてやつ
たといふことになつた場合には困ることになるんじゃないですか。我
々の時は切り変え当時で前の事情からよく分つて居りますからこうで
すが、次の議会からでもこれは解しやくに苦しむんじゃないかと思ひ
ますが、その点はそれに切り変えた場合にも経費の節減と先にも19
番さんが云われた様に打ち出されて我々もそれに賛同して当然認めよ
うと云ふやうにやつたんだが結局数字上と経費とはどう違ふか分りま
せんが数字では増しておると経費は節減なつてると云ふやうに解し
やくでもやつておる様ですが、この点も我々は非常にこれは解しやく
に苦しむ訳ですが、

助 役～この方は本市としましては制度上区というの区長制度というのが廃
止なつた訳でございますが、本市におきましては、この廃止に伴
なつていかに対処していくかということにつきまして前に議会の方に
諮問致しまして、従来の23区あつたのを20の行政区の方に分割し
て設置するといふやうになつておりますので、これから当然義務費的
の何として生れて来るんじゃないかと考えられる訳であります。しか
しその面につきましては将来ずつと続くかどうかということにつきま
しては又将来において解しやくがまちまちなつてきはせんかといふ
やうな問題につきましては、区として市の行政から区を従前は法でも
つて認められておつたと、現在においては今度は区の設置要項とい
う区の方が改まらん限りはずつと続いていくんじゃないかと思ひ
てございます。そういう何んからしまして、これが要項があるから変
わらんかということにつきましては、要項はあつてもどうしても改編
改編しなければいけない時期がくれば改編して行くべきもんじゃない
かと考える訳でございます。

議 長～暫休憩致します。(午後5時45分)

議 長～再開致します。(午後6時05分)

日程第4議案第16号の1965年度一般会計予算案につきましては
質疑の段階で総議と致します。尚明日は特別会計に入りますので
よろしく願ひします。

議 長～本日の日程が終了いたしましたのでこれもちまして本日の会議を閉
じます。

議 長～散 会 (午後6時06分)